【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月19日
【計算期間】	第32特定期間(自平成24年5月22日 至 平成24年11月20日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン （以下、「当ファンド」という場合があります。）
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	北川 勤
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	０３－５９６２－９１６５
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① 当ファンドは、主として米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に分散投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ 当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国　内	株　　式
追加型	海　外	債　　券
	内　外	不動産投信
		その他資産
		（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型
　一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・海外
　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・債券
　目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ
株式	年１回	グローバル （日本除く）	
一般			あり
大型株	年２回	日本	（　）
中小型株		北米	
債券	年４回	欧州	
一般		アジア	なし
公債	年６回（隔月）	オセアニア	
社債		中南米	
その他債券	年12回（毎月）	アフリカ	
クレジット属性　（　）		中近東（中東）	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産　（　）			
資産複合　（　）	その他（　）		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・債券、一般
　公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

・決算頻度による属性区分・・・年12回(毎月)
　目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・グローバル（日本除く）
　目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジによる属性区分・・・為替ヘッジなし
　目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
　※為替ヘッジによる属性区分は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ ファンドの特色

a．主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に分散投資します。

■高水準のインカム・ゲインの確保とともに金利低下や格付け上昇にともなうキャピタル・ゲインの獲得を目指します。

■BB格、B格の社債を中心に米ドル建て高利回り社債に合計で純資産総額の80%程度、米ドル建てエマージング・カントリー公社債に20%程度の投資割合を基本とします。

＜格付けと債券の区分＞

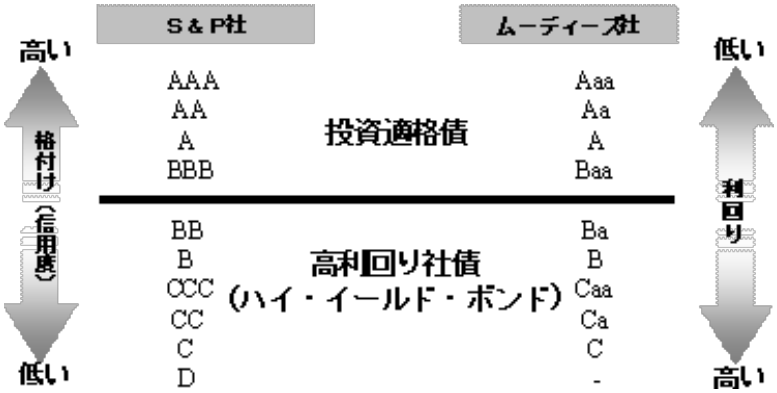

●高利回り社債

BB格以下の格付けの事業債をいいます。

・高利回り社債は、格付けの高い債券に比べて、一般的にデフォルト（債務不履行）・リスクが高い反面、利回りが高いという特徴があります。

・金利の変化により価格が変動する債券としての性格を持ちます。

・景気や企業業績の回復局面では、発行企業の財務内容の改善やそれに伴う信用状況の改善が見込まれ、債券価格が上昇し、キャピタル・ゲインを得ることもあります。一方、景気や企業業績の悪化局面では、発行企業の信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。また、経済環境の変化などにより投資家の信用リスクに対する姿勢が変わることも債券価格の変動要因となります。

●エマージング・カントリー公社債

一般に新興経済国、発展途上国等と認識される国々で、これらの政府や政府機関、企業等の発行する債券をいいます。

・発行体が新興経済国、発展途上国に属するため、一般的にデフォルト・リスクが高い分、先進国の国債や社債よりも利回りが高いという特徴があります。

・価格は、発行国の政治、経済情勢の変化に応じて変動します。政治情勢が安定し、経済が成長している局面などでは、信用状況も改善し、債券価格の上昇によるキャピタル・ゲインが得られることもあります。一方、政情不安や経済が低迷している局面などでは、信用状況が悪化し、債券価格が下落することもあります。

b．アライアンス・バーンスタイン＊の債券部門の調査に基づくアクティブ運用を行います。

＊アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

■分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

●高利回り社債の運用は、債券部門の調査チームによる「マクロ分析」、「産業・企業調査」、「信用分析」、「計量分析」をベースに、運用チームが業種配分や銘柄選定を行います。

・信用分析アナリストは「マクロ分析」、「産業・企業調査」を参考にし、発行体の財務分析をはじめとしたファンダメンタルズ分析を行います。計量分析アナリストは計量的手法により、主要市場における社債個別銘柄の期待リターンの算出を行います。

・こうした調査をベースにグローバル社債運用チームが、ポートフォリオの業種配分、銘柄選定を行います。

●エマージング・カントリー公社債の運用は、「カントリー・リスク・ランキング・システム」をベースにカントリー・リスクの評価と銘柄選定を行います。

・アライアンス・バーンスタインでは「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用いた分析を行っています。これは、各国のカントリー・リスクに影響を与えると思われる指標の分析を行い、それをランキングするものです。

・「カントリー・リスク・ランキング・システム」をベースにカントリー・リスクの評価を行うとともに、計量分析アナリストが算出するエマージング各国債券の期待リターンや証券の相対価値を勘案し

て、エマージング・カントリー公社債の運用チームがポートフォリオの構築を行います。

＜債券運用プロセス＞

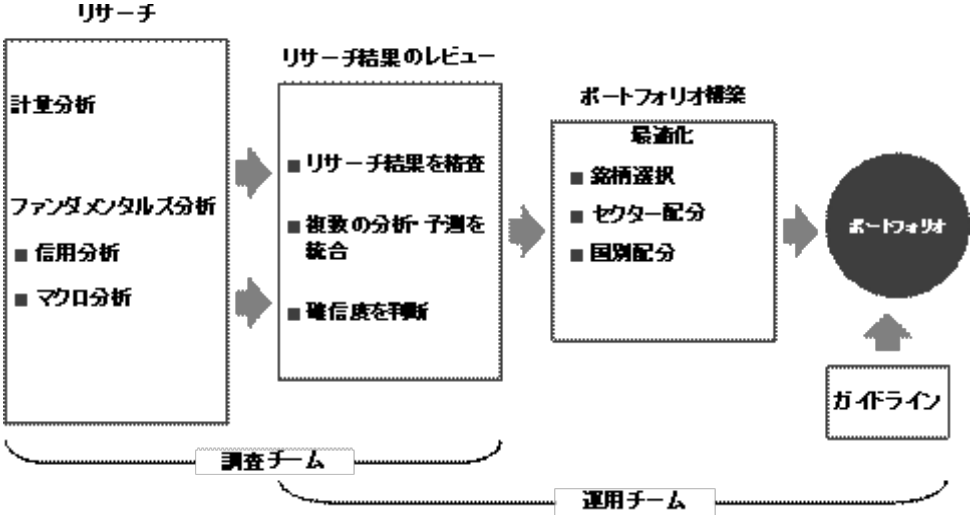

※上記の内容は、今後変更する場合があります。

c．運用は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託します。

■ 運用指図に関する権限委託：公社債等の運用および為替の運用

※ 国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

■ 委託先（投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン[*1]は、総額約4,189億米ドル（平成24年９月末現在、約32.6兆円[*2]）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界22ヵ国44都市（平成24年９月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは、１米ドル＝77.80円（平成24年９月28日のWMロイター）を用いております。

d．米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※為替による影響を与えると判断される経済・政治情勢、金利動向等の変化によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

e．毎月決算を行い、投資する公社債のインカム・ゲイン等をもとに分配します。

■原則として、毎決算時　（毎月20日。休業日の場合は翌営業日）に、収益分配方針に基づき分配します。

＜収益分配金に関する留意事項＞

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

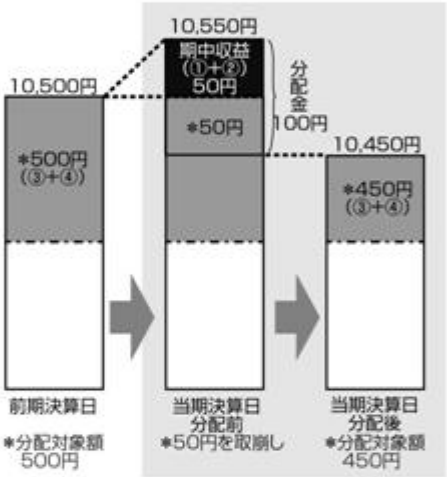

（前期決算日から基準価額が下落した場合）

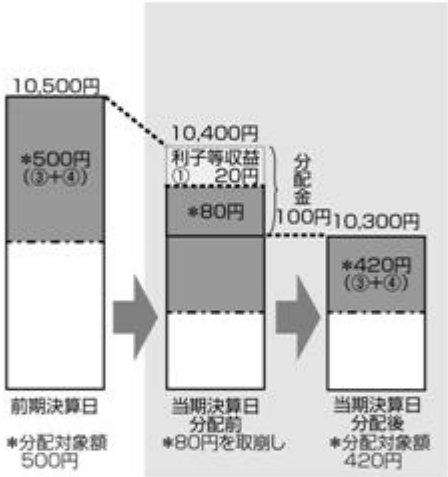

（注）分配対象額は、①経費控除後の利子等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

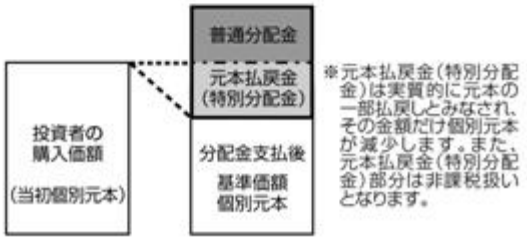

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）

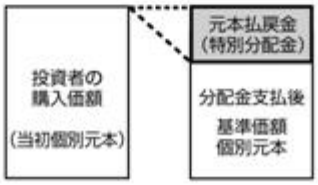

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額（特別分配金）だけ減少します。

(2)【ファンドの沿革】

平成９年１月31日	信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。
平成12年11月15日	関東財務局長に有価証券届出書を提出。以後、継続して有価証券届出書を提出し、継続して募集を行っています。
平成19年２月20日	名称変更 変更前：アライアンス・ハイ・イールド・オープン 変更後：アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン

(3)【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

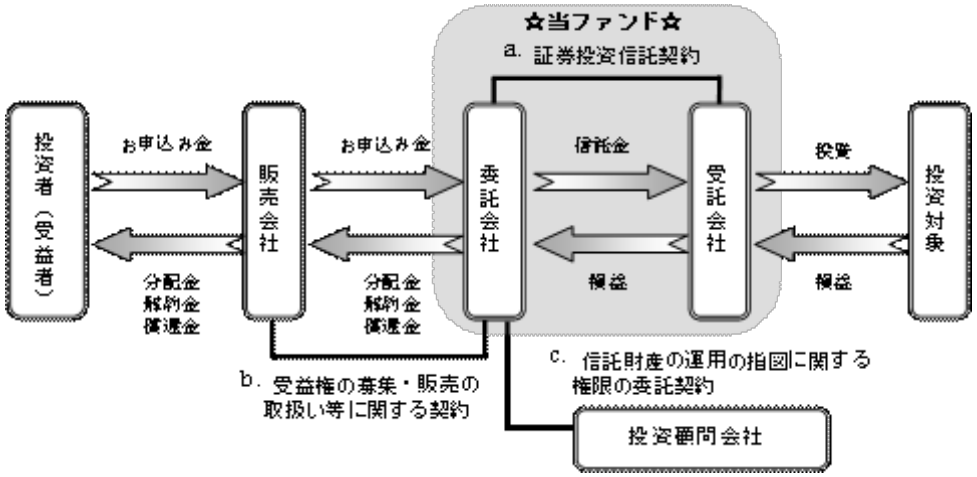

＜販売会社＞

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

＜委託会社＞

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

＜受託会社＞

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社）

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・信託財産の管理業務等を行います。

＜投資顧問会社＞

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー

アライアンス・バーンスタイン・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

・信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

② 関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」を締結しており、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

③ 委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成24年12月末現在）

b．委託会社の沿革

平成８年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立

平成８年12月３日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

平成11年５月31日 有価証券に係る投資顧問業登録

平成11年12月９日 投資一任契約に係る業務の認可

平成12年１月１日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更
平成12年１月１日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。
平成18年４月３日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

ｃ．大株主の状況

（平成24年12月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

当ファンドは、主として米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債に投資し、高水準のインカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

② 運用態度

ａ．主として米ドル建て高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債へ投資し、高水準のインカムゲインの確保とともに金利低下や格付け上昇にともなうキャピタルゲインの獲得をめざします。

ｂ．分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

ｃ．投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ｄ．投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

ｅ．投資にあたっては、原則として次の範囲内で行います。

・高利回り社債への投資割合は、合計で純資産総額の80％程度とし、BB格、B格およびこれに準ずるものを中心に投資します。
・CCC格およびこれに準ずる債券への投資割合は、取得時において合計で純資産総額の5％程度とします。
・エマージング・カントリー公社債への投資割合は、合計で純資産総額の20％程度とします。
・同一発行体の発行する銘柄への投資割合は、取得時において純資産総額の10％以内とします。ただし、わが国の国債証券および米国財務省の発行する財務省証券はこの限りではありません。

ｆ．組入れ債券がデフォルト（元利金支払いの不履行および遅延）した場合、委託会社の判断により当該債券を速やかに売却することもあります。

ｇ．米ドル建ての高利回りを享受するため、外貨建て資産について為替ヘッジは原則として行いませんが、為替に影響を与えると判断される経済・政治情勢、金利動向等の変化によっては、為替のヘッジを行うことがあります。

ｈ．有価証券等の価格変動リスクを回避または軽減するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

ｉ．信託財産の効率的運用ならびに運用の安定化をはかるため、信託財産の一部解約または再投資に係る収益分配金の支払資金の不足額が生じた場合には、資金の借入れを行うことができます。

(2)【投資対象】

米ドル建ての高利回り社債および米ドル建てエマージング・カントリー公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ａ．有価証券

ｂ．デリバティブ取引に係る権利

ｃ．金銭債権
ｄ．約束手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

ａ．株券（転換社債の転換および新株予約権（新株予約権のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券および優先株券に限ります。）
ｂ．国債証券
ｃ．地方債証券
ｄ．特別の法律により法人の発行する債券
ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
ｆ．コマーシャル・ペーパー
ｇ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
ｈ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
ｉ．外国貸付債権信託受益証券
ｊ．預託証書
ｋ．外国法人が発行する譲渡性預金証書
ｌ．指定金銭信託の受益証券
ｍ．抵当証券
ｎ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
ｏ．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なおａ．の証券または証書、ｈ．ならびにｊ．の証券または証書のうちａ．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ｂ．からｅ．までの証券およびｈ．ならびにｊ．の証券または証書のうちｂ．からｅ．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

ａ．預金
ｂ．指定金銭信託
ｃ．コール・ローン
ｄ．手形割引市場において売買される手形
ｅ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
ｆ．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 金融商品の運用指図

上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。）を次の投資顧問会社に委託します。ただし、委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタインの債券部門は、50名の経験豊富なファンド・マネジャーと57名のアナリストを中心に構成されています。

リスク管理は、各リスク管理担当（市場/ポートフォリオ・リスク、オペレーショナル・リスク）がモニターした内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告する体制としています。

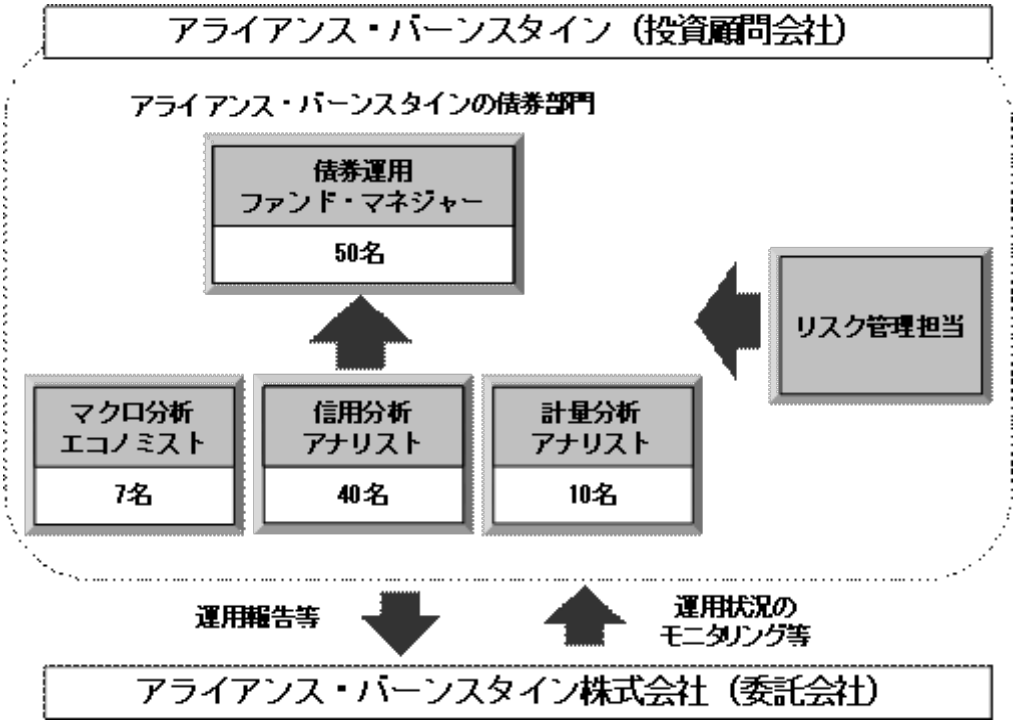

※上記は平成24年９月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

決算時（原則として毎月20日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の方針により分配を行います。

a．分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には収益分配を行わないこともあります。

c．分配金（税引後）は、自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

d．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

② 収益の分配方式

a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（イ）配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ロ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。収益分配金は税引後、無手数料で再投

資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 信託約款に定める投資制限

ａ．株式への投資制限

株式への投資は、転換社債を転換したもの、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものおよび優先株式に限ります。

ｂ．株式への投資割合

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の10％未満とします。

ｃ．投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りでありません。

ｄ．新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％未満とします。

ｅ．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合については、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ｆ．同一銘柄への投資割合

（イ）同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の５％以内とします。

（ロ）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以内とします。

ｇ．先物取引等の運用指図・目的・範囲

（イ）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

（ｉ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ii）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額とします。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲ａ．からｄ．」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本ｇ．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

（ｉ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

（ii）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と

合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本ｇ．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

（ハ）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は、預金に限るものとします。

（ｉ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲ａ．からｄ．」に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ii）先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲ａ．からｄ．」に掲げる金融商品で運用している額（以下、本(ii)において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額とします。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

(iii) コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ本ｇ．で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

② 法令により禁止または制限される取引等

ａ．同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

ｂ．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

③ その他信託約款に定める取引の方法と条件

ａ．外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替リスクの回避のため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

ｂ．有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

ｃ．再投資の指図

委託会社は、上記ｂ．の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｄ．資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わ

ないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主として公社債などの値動きのある金融商品等に投資しますので、当ファンドに組入れられた金融商品等の値動き（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）により、基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

① 金利リスク

一般に、債券価格は金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、一般的に満期までの期間が長いほど価格変動のリスクは大きくなります。

② 信用リスク

発行国の債務返済能力等の変化、発行体の業績や財務内容等の変化による格付け（信用度）の変更や変更の可能性、信用リスクに対する投資家の姿勢、特定の債券の信用度に関する投資家の考え方が変わることなどにより、債券価格が大きく変動することがあります。また、デフォルト（債務不履行）が生じる場合には、債券価格が大きく下落します。なお、このような場合には流動性も低下し、機動的な売買が行えないこともあります。

当ファンドが投資対象とする高利回り社債やエマージング・カントリー公社債は、格付けの高い債券（BBB格以上）に比較して、デフォルトが生じるおそれが高いと考えられます。

また、金融商品等の取引相手方にデフォルトが生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

③ カントリー・リスク

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。

また、エマージング・カントリー公社債市場は、一般に先進諸国の金融・証券市場に比べ、市場規模、取引量が小さく、法制度（金融・証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。こうしたリスクには、債券の発行体等に対する投資家の権利保全措置や投資家の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度の不備等により、デフォルト等が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれています。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・カントリー公社債は先進諸国に比べカントリー・リスクが高くなります。

④ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない場合があります。高利回り社債やエマージング・カントリー公社債は、一般に格付けの高い債券に比べ流動性リスクが高くなります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑥ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

※市場動向や投資対象国の政治、経済、社会情勢等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

① 投資顧問会社におけるリスク管理

市場/ポートフォリオ・リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、各リスク管理担当が常時モニターしています。各リスク管理担当はリスク管理内容を債券部門チーフ・インベストメント・オフィサーに報告することにより、牽制が働く体制としています。

債券運用に関わるリスクへの対応

運用チームでは、債券運用に関わるリスクについて以下のような対応を図っています。

金利リスク	◆米国専担を含めたエコノミストが、世界経済、債券市場を分析しています。
信用リスク	◆信用分析アナリストが、ファンダメンタルズ分析を行い、発行体の債務返済能力を精査しています。 ◆格付予想モデルを使った分析も行っています。 ◆分散投資により、１銘柄の信用リスクがポートフォリオに大きな影響を与えないよう配慮しています。
カントリー・リスク	◆エマージング・カントリーについては、エマージング・カントリー専担のエコノミストの分析に加え、アライアンス・バーンスタインの「カントリー・リスク・ランキング・システム」を用い、常時監視しています。
流動性リスク	◆高利回り社債については、１発行体が発行した社債の買付割合に制限を設けています。また、組入銘柄・業種の分散や、発行額にも留意しています。

「カントリー・リスク・ランキング・システム」が対象とするエマージング・カントリー

平成24年11月現在

中南米		アジア		欧州・中東・アフリカ	
アルゼンチン	グアテマラ	中国	フィリピン	アンゴラ	レバノン
ブラジル	ジャマイカ	香港	シンガポール	アゼルバイジャン	リトアニア
チリ	メキシコ	インド	スリランカ	バーレーン	モロッコ
コロンビア	パナマ	インドネシア	韓国	ベラルーシ	ナミビア
コスタリカ	ペルー	マレーシア	タイ	ベリーズ	ナイジェリア
ドミニカ	トリニダード・トバゴ	モンゴル	ベトナム	ブルガリア	オマーン
エクアドル	ウルグアイ	パキスタン		コートジボワール	ポーランド
エルサルバドル	ベネズエラ			クロアチア	カタール
				チェコ	ルーマニア
				エジプト	ロシア
				エストニア	サウジアラビア
				ガボン	セネガル
				グルジア	セルビア
				ガーナ	スロバキア
				ハンガリー	スロベニア
				イラク	南アフリカ
				イスラエル	チュニジア
				ヨルダン	トルコ
				カザフスタン	アラブ首長国連邦
				ケニア	ウクライナ
				クウェート	ウガンダ
				ラトビア	ザンビア

出所：アライアンス・バーンスタイン

※上記以外のエマージング・カントリーに投資を行う場合もあります。

② 委託会社におけるリスク管理

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポート

フォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。

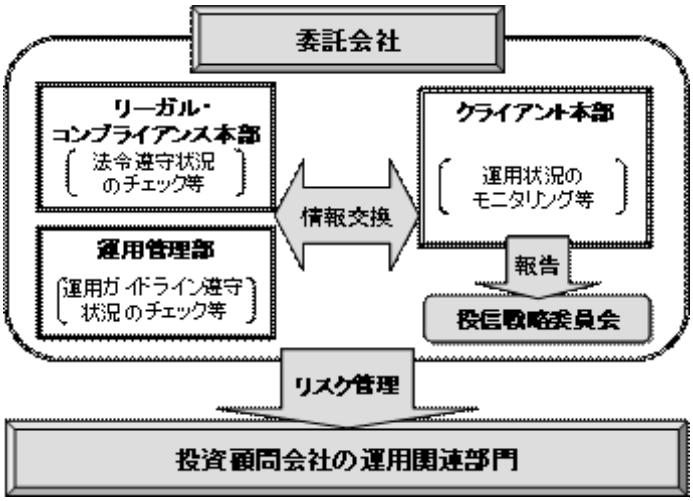

※上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

① 申込価額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額＊	手数料率
１億円未満	3.15%（税抜3.00%）
１億円以上５億円未満	2.10%（税抜2.00%）
５億円以上	1.05%（税抜1.00%）

＊取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

② 償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをする場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数については無手数料とし、当該償還金額を超える金額に対応する口数については上記の手数料率とします。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提出していただくことがあります。

償還乗換えの取扱いは販売会社によって異なることがありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※販売会社については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660 （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： http://www.alliancebernstein.co.jp

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金（解約）手数料

ありません。

② 信託財産留保額＊

信託財産留保額は、一部解約の実行の請求を受付けた日（以下、「一部解約請求受付日」といいます。）の翌営業日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額です。

＊信託期間の途中で換金する場合に、基準価額から控除される額で、運用の安定性を高めるとともに長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保されるものです。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年1.6275%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年1.05% (税抜年1.0%)	年0.525% (税抜年0.5%)	年0.0525% (税抜年0.05%)

当ファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

① 監査報酬

信託財産に対する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末のときに、信託財産中から支払われます。

② その他の費用

ａ．信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。

ｂ．ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

ｃ．信託財産において一部解約金の支払資金、再投資に係る収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れを行った場合、その借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

※その他の手数料等については、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

① 個別元本について

ａ．追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）については課税されません。

受益者が収益分配金を受取る際、

ａ．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。

ｂ．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金と収益分配

金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が元本払戻金（特別分配金）となります。

③ 個人・法人別の課税の取扱い

ａ．個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10.147%（所得税７％、復興特別所得税0.147%および住民税３％）の税率＊で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込）を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10.147%（所得税７％、復興特別所得税0.147%および住民税３％）の税率＊により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10.147%（所得税７％、復興特別所得税0.147%および住民税３％）の税率＊で源泉徴収され、申告は不要となります。

＊平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および住民税5%）、平成50年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となる予定です。

（ロ）損益通算について

上場株式等の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後３年間にわたり繰越控除ができます。

ｂ．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税７％および復興特別所得税0.147%）の税率＊で源泉徴収されます。住民税は課せられません。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除することができます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

＊平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）、平成50年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となる予定です。

ｃ．販売会社の買取りによるご換金に係る課税の取扱いは、販売会社にお問い合わせください。

※ 上記は平成25年１月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※ 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2012年11月30日現在

資産の種類	国　名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	5,830,892	0.03
新株予約権付社債券等	アメリカ	47,573,142	0.27
国債証券	インドネシア	260,482,380	1.50
	アルゼンチン	211,103,426	1.22
	ブラジル	112,902,682	0.65
	トルコ	392,844,115	2.27
	ガーナ	89,920,989	0.52
	コロンビア	108,274,480	0.62
	ポーランド	92,311,092	0.53
	ドミニカ共和国	74,160,724	0.42
	クロアチア	101,804,911	0.58
	リトアニア	57,360,820	0.33
	パナマ	117,283,414	0.67
	カタール	32,063,343	0.18
	ウクライナ	53,010,148	0.30
	セルビア	7,334,960	0.04
	ガボン	55,346,313	0.32
	小 計	1,766,203,797	10.21
地方債証券	アメリカ	57,325,389	0.33
特殊債券	ノルウェー	29,284,731	0.16
	フィリピン	63,470,548	0.36
	国際機関	17,482,949	0.10
	小 計	110,238,228	0.63
社債券	日本	26,296,463	0.15
	アメリカ	10,490,311,139	60.69
	カナダ	418,060,107	2.41
	ドイツ	130,502,127	0.75
	イタリア	45,214,492	0.26
	フランス	152,356,509	0.88
	オーストラリア	45,522,880	0.26
	イギリス	405,272,919	2.34
	スイス	45,550,125	0.26
	バミューダ	76,381,458	0.44
	オランダ	455,603,269	2.63
	スペイン	86,304,527	0.49
	ノルウェー	25,867,800	0.14
	ルクセンブルク	1,153,951,136	6.67
	メキシコ	76,548,892	0.44
	チリ	31,978,308	0.18
	アイルランド	276,854,265	1.60
	トルコ	26,580,506	0.15
	コロンビア	46,999,556	0.27
	ペルー	34,912,162	0.20
	南アフリカ	28,868,390	0.16
	ベネズエラ	22,283,262	0.12
	ケイマン	269,875,383	1.56
	クロアチア	13,835,382	0.08
	リベリア	33,288,881	0.19
	パナマ	64,078,236	0.37
	カザフスタン	141,832,063	0.82
	ジャージー	22,258,626	0.12
	英ヴァージン諸島	41,388,480	0.23
	バルバドス	83,769,790	0.48
	小 計	14,772,547,133	85.47
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	523,946,413	3.03
合計（純資産総額）	―	17,283,664,994	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2012年11月30日現在

順位	国／地域	種類/業種	銘柄名	数量	簿価		時価		利率	償還期限	投資比率
					単価	金額	単価	金額			
					円	円	円	円	%		%
1	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,117,000	11,069.77	234,347,157	11,199.11	237,085,264	7.375	2025年2月5日	1.37

2	ルクセンブルク	社債券	GAZ CAPITAL SA	1,457,000	10,698.67	155,879,705	10,811.50	157,523,680	9.25	2019年4月23日	0.91
3	トルコ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	1,387,000	11,018.04	152,820,220	11,229.90	155,758,851	6.875	2036年3月17日	0.90
4	ルクセンブルク	社債券	INTELSAT JACKSON HLDG	1,770,000	8,745.78	154,800,306	8,786.84	155,527,068	7.5	2021年4月1日	0.89
5	カザフスタン	社債券	KAZMUNAYGAS NATIONAL	1,420,000	9,830.01	139,586,147	9,988.17	141,832,063	6.375	2021年4月9日	0.82
6	アメリカ	社債券	INTL LEASE FINANCE CORP	1,600,000	8,448.34	135,173,461	8,483.32	135,733,191	5.875	2019年4月1日	0.78
7	インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	1,043,000	12,461.70	129,975,635	12,543.82	130,832,146	7.75	2038年1月17日	0.75
8	ルクセンブルク	社債券	INTELSAT JACKSON HLDG	1,450,000	8,622.60	125,027,700	8,725.25	126,516,125	7.25	2020年10月15日	0.73
9	アメリカ	社債券	FIRST DATA CORP	1,465,000	8,335.18	122,110,387	8,458.36	123,914,974	7.375	2019年6月15日	0.71
10	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO	1,200,000	9,839.86	118,078,377	9,873.61	118,483,392	8	2016年12月15日	0.68
11	ルクセンブルク	社債券	WIND ACQUISITION FIN SA	1,450,000	7,996.43	115,948,307	8,105.24	117,526,038	7.25	2018年2月15日	0.67
12	カナダ	社債券	KINDER MORGAN FIN	1,290,000	8,961.18	115,599,231	8,956.66	115,540,967	5.7	2016年1月5日	0.66
13	アメリカ	社債券	CALPINE CORP	1,260,000	9,012.67	113,559,642	9,115.32	114,853,032	7.875	2020年7月31日	0.66
14	ブラジル	国債証券	REPUBLIC OF BRAZIL	887,000	12,482.23	110,717,468	12,728.60	112,902,682	7.125	2037年1月20日	0.65
15	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	846,000	12,740.91	107,788,166	12,798.40	108,274,480	7.375	2037年9月18日	0.62
16	アルゼンチン	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	1,512,200	6,772.39	102,412,092	6,923.85	104,702,558	7	2015年10月3日	0.60
17	カナダ	社債券	QUEBECOR MEDIA	1,225,000	8,468.62	103,740,656	8,458.36	103,614,910	7.75	2016年3月15日	0.59
18	アメリカ	社債券	OWENS CORNING	1,110,000	9,543.24	105,930,045	9,237.92	102,540,969	7	2036年12月1日	0.59
19	アメリカ	社債券	CIT GROUP INC	1,115,000	8,561.00	95,455,261	8,725.24	97,286,537	5.5	2019年2月15日	0.56
20	ルクセンブルク	社債券	RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)	989,000	9,768.89	96,614,387	9,731.21	96,241,765	7.75	2018年5月29日	0.55
21	アメリカ	社債券	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	1,010,000	9,197.44	92,894,144	9,423.27	95,175,027	7.75	2020年8月15日	0.55
22	インドネシア	国債証券	REPUBLIC OF INDONESIA	714,000	13,241.85	94,546,809	13,262.37	94,693,393	8.5	2035年10月12日	0.54
23	アメリカ	社債券	MGM RESORTS INTERNATIONA	1,056,000	8,786.83	92,789,030	8,930.55	94,306,608	8.625	2019年2月1日	0.54
24	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	1,050,000	8,827.90	92,692,950	8,858.69	93,016,297	7	2019年1月15日	0.53
25	アメリカ	社債券	LENNAR CORP	1,000,000	9,238.50	92,385,000	9,238.50	92,385,000	6.95	2018年6月1日	0.53
26	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT	900,000	10,223.94	92,015,460	10,256.78	92,311,092	6.375	2019年7月15日	0.53
27	アメリカ	社債券	HCA INC	1,020,000	8,894.66	90,725,568	8,910.02	90,882,204	6.5	2016年2月15日	0.52
28	ガーナ	国債証券	REPUBLIC OF GHANA	946,000	9,495.12	89,823,882	9,505.38	89,920,989	8.5	2017年10月4日	0.52
29	アメリカ	社債券	ECHOSTAR DBS CORP	960,000	9,156.38	87,901,248	9,197.44	88,295,424	7.125	2016年2月1日	0.51
30	アメリカ	社債券	ENTERPRISE PRODUCTS OPER	910,000	9,341.15	85,004,465	9,300.09	84,630,819	8.375	2066年8月1日	0.48

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2012年11月30日現在

国内/外国	種類／業種		投資比率(%)
国内	社債券		0.15
外国	株式		0.03
		メディア	0.03
		素材	0.00
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.00
	新株予約権付社債券等		0.27
	国債証券		10.21
	地方債証券		0.33
	特殊債券		0.63
	社債券		85.31
合計			96.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はございません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2012年11月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次のとおりです。

特定期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第13特定期間末	(2003年 5月20日)	74,495	78,347	4,642	4,882
第14特定期間末	(2003年11月20日)	73,525	77,351	4,419	4,649
第15特定期間末	(2004年 5月20日)	70,863	74,250	4,393	4,603
第16特定期間末	(2004年11月22日)	70,688	74,049	4,206	4,406
第17特定期間末	(2005年 5月20日)	69,937	72,969	4,153	4,333

第18特定期間末	(2005年11月21日)	76,228	79,221	4,585	4,765
第19特定期間末	(2006年 5月22日)	68,581	71,477	4,262	4,442
第20特定期間末	(2006年11月20日)	69,123	71,857	4,551	4,731
第21特定期間末	(2007年 5月21日)	66,424	68,955	4,724	4,904
第22特定期間末	(2007年11月20日)	52,691	55,042	4,033	4,213
第23特定期間末	(2008年 5月20日)	44,881	46,919	3,745	3,915
第24特定期間末	(2008年11月20日)	24,110	25,729	2,234	2,384
第25特定期間末	(2009年 5月20日)	26,735	28,160	2,626	2,766
第26特定期間末	(2009年11月20日)	26,758	27,885	2,849	2,969
第27特定期間末	(2010年 5月20日)	26,123	27,172	2,987	3,107
第28特定期間末	(2010年11月22日)	22,922	23,895	2,826	2,946
第29特定期間末	(2011年 5月20日)	21,316	22,230	2,798	2,918
第30特定期間末	(2011年11月21日)	17,104	17,767	2,453	2,548
第31特定期間末	(2012年 5月21日)	16,883	17,470	2,588	2,678
第32特定期間末	(2012年11月20日)	17,030	17,585	2,759	2,849
2011年 11月末日		17,113	－	2,462	－
2011年 12月末日		17,146	－	2,498	－
2012年 1月末日		17,035	－	2,510	－
2012年 2月末日		17,994	－	2,694	－
2012年 3月末日		18,065	－	2,729	－
2012年 4月末日		17,690	－	2,696	－
2012年 5月末日		16,728	－	2,570	－
2012年 6月末日		16,934	－	2,612	－
2012年 7月末日		16,838	－	2,625	－
2012年 8月末日		16,864	－	2,658	－
2012年 9月末日		16,579	－	2,644	－
2012年 10月末日		16,929	－	2,721	－
2012年 11月末日		17,283	－	2,809	－

（注1）分配付純資産額は、各特定期間末の元本額に各特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出した額を、分配落純資産額に加算して算出しております。
（注2）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。
（注3）月末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

特定期間	1万口当たり分配金（円）
第13特定期間（2002年11月21日～2003年 5月20日）	240
第14特定期間（2003年 5月21日～2003年11月20日）	230
第15特定期間（2003年11月21日～2004年 5月20日）	210
第16特定期間（2004年 5月21日～2004年11月22日）	200
第17特定期間（2004年11月23日～2005年 5月20日）	180
第18特定期間（2005年 5月21日～2005年11月21日）	180
第19特定期間（2005年11月22日～2006年 5月22日）	180
第20特定期間（2006年 5月23日～2006年11月20日）	180
第21特定期間（2006年11月21日～2007年 5月21日）	180
第22特定期間（2007年 5月22日～2007年11月20日）	180
第23特定期間（2007年11月21日～2008年 5月20日）	170
第24特定期間（2008年 5月21日～2008年11月20日）	150
第25特定期間（2008年11月21日～2009年 5月20日）	140
第26特定期間（2009年 5月21日～2009年11月20日）	120
第27特定期間（2009年11月21日～2010年 5月20日）	120
第28特定期間（2010年 5月21日～2010年11月22日）	120
第29特定期間（2010年11月23日～2011年 5月20日）	120
第30特定期間（2011年 5月21日～2011年11月21日）	95
第31特定期間（2011年11月22日～2012年 5月21日）	90
第32特定期間（2012年 5月22日～2012年11月20日）	90

③【収益率の推移】

特定期間	収益率（%）
第13特定期間（2002年11月21日～2003年 5月20日）	11.4
第14特定期間（2003年 5月21日～2003年11月20日）	0.2
第15特定期間（2003年11月21日～2004年 5月20日）	4.2
第16特定期間（2004年 5月21日～2004年11月22日）	0.3
第17特定期間（2004年11月23日～2005年 5月20日）	3.0
第18特定期間（2005年 5月21日～2005年11月21日）	14.7
第19特定期間（2005年11月22日～2006年 5月22日）	△3.1
第20特定期間（2006年 5月23日～2006年11月20日）	11.0
第21特定期間（2006年11月21日～2007年 5月21日）	7.8
第22特定期間（2007年 5月22日～2007年11月20日）	△10.8
第23特定期間（2007年11月21日～2008年 5月20日）	△2.9

第24特定期間（2008年 5月21日～2008年11月20日）	△36.3
第25特定期間（2008年11月21日～2009年 5月20日）	23.8
第26特定期間（2009年 5月21日～2009年11月20日）	13.1
第27特定期間（2009年11月21日～2010年 5月20日）	9.1
第28特定期間（2010年 5月21日～2010年11月22日）	△1.4
第29特定期間（2010年11月23日～2011年 5月20日）	3.3
第30特定期間（2011年 5月21日～2011年11月21日）	△8.9
第31特定期間（2011年11月22日～2012年 5月21日）	9.2
第32特定期間（2012年 5月22日～2012年11月20日）	10.1

（注）収益率は、各特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

（参考情報）

運用実績

基準日：2012年12月20日現在

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移

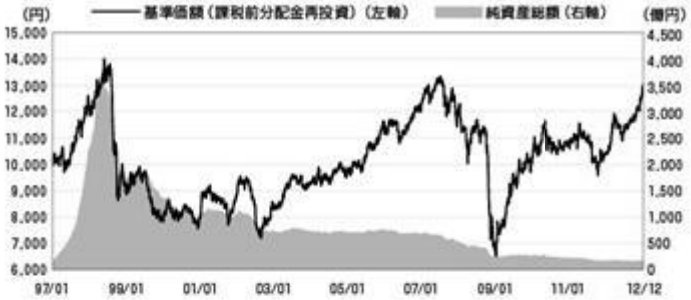

基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。
税金、申込手数料等を考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

基準価額	2,903 円
純資産総額	176.6億円

分配の推移

決算期		分配金
第186期	2012年 8月	15円
第187期	2012年 9月	15円
第188期	2012年10月	15円
第189期	2012年11月	15円
第190期	2012年12月	15円
直近1年累計		180円
設定来累計		7,627円

分配金は1万口当り課税前
運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主な資産の状況

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入）。

公社債の組入上位10銘柄

（銘柄数：451銘柄）

	銘柄名	償還日	利率（%）	発行国	組入比率（%）
1	トルコ国債	2025年 2月 5日	7.375	トルコ	1.4
2	インテルサット・ジャクソン	2021年 4月 1日	7.500	ルクセンブルグ	0.9
3	ガズ・キャピタル	2019年 4月23日	9.250	ルクセンブルグ	0.9
4	トルコ国債	2036年 3月17日	6.875	トルコ	0.9
5	カズムナイガス・ナショナル	2021年 4月 9日	6.375	カザフスタン	0.8
6	インドネシア国債	2038年 1月17日	7.750	インドネシア	0.8
7	インテルサット・ジャクソン	2020年10月15日	7.250	ルクセンブルグ	0.8
8	ファースト・データ	2019年 6月15日	7.375	アメリカ	0.7
9	ウインド・アクィジション・ファイナンス	2018年 2月15日	7.250	ルクセンブルグ	0.7
10	フォード・モーター・クレジット	2016年12月15日	8.000	アメリカ	0.7
				組入上位10銘柄計	8.5

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。

公社債の発行国別内訳

国	組入比率（%）
アメリカ	60.6
ルクセンブルグ	7.1
オランダ	2.7
カナダ	2.4
トルコ	2.4
イギリス	2.4
アイルランド	1.6
ケイマン	1.6
インドネシア	1.5
アルゼンチン	1.3
その他	13.7
合　計	97.4

「その他」には、現金およびその他資産を含んでおりません。

格付け別内訳

	(%)
BBB以上	21.0
BB	33.5
B	38.0
CCC以下	4.2
格付けなし	0.8
現金等・その他資産	2.6
合計	100.0

格付けについてはS&P社またはムーディーズ社のうちいずれか高いほうを採用しています。

債券セクター別内訳

	(%)
高利回り社債	69.0
エマージング・カントリー公社債	7.4
投資適格債	21.0
現金等・その他資産	2.6
合計	100.0

一般にエマージング・カントリーと称される国で発行される債券であっても、格付けが投資適格（BBB格以上）であれば、「投資適格債」に区分しております。

年間収益率の推移（暦年ベース）

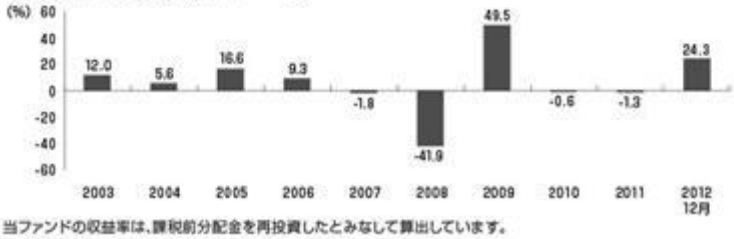

当ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。
2012年は12月20日までの収益率を表示しています。
当ファンドのベンチマークはありません。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(4)【設定及び解約の実績】

（単位：口）

特定期間	設定口数	解約口数
第13特定期間 （2002年11月21日～2003年5月20日）	11,601,563,657	17,768,037,341
第14特定期間 （2003年5月21日～2003年11月20日）	16,580,173,026	10,691,409,486

第15特定期間 （2003年11月21日～2004年5月20日）	7,814,472,950	12,894,243,832
第16特定期間 （2004年5月21日～2004年11月22日）	18,395,503,303	11,641,667,379
第17特定期間 （2004年11月23日～2005年5月20日）	13,382,078,708	13,020,402,020
第18特定期間 （2005年5月21日～2005年11月21日）	13,461,269,845	15,611,848,213
第19特定期間 （2005年11月22日～2006年5月22日）	6,537,913,893	11,873,551,635
第20特定期間 （2006年5月23日～2006年11月20日）	5,395,585,240	14,444,139,975
第21特定期間 （2006年11月21日～2007年5月21日）	4,005,233,161	15,259,000,557
第22特定期間 （2007年5月22日～2007年11月20日）	2,844,724,160	12,831,234,367
第23特定期間 （2007年11月21日～2008年5月20日）	2,632,009,568	13,423,513,162
第24特定期間 （2008年5月21日～2008年11月20日）	1,535,573,835	13,454,880,297
第25特定期間 （2008年11月21日～2009年5月20日）	2,167,495,694	8,285,219,256
第26特定期間 （2009年5月21日～2009年11月20日）	1,430,939,332	9,326,597,553
第27特定期間 （2009年11月21日～2010年5月20日）	1,193,374,462	7,646,745,791
第28特定期間 （2010年5月21日～2010年11月22日）	1,132,454,658	7,464,725,559
第29特定期間 （2010年11月23日～2011年5月20日）	1,129,057,700	6,084,630,542
第30特定期間 （2011年5月21日～2011年11月21日）	1,013,108,477	7,458,231,175
第31特定期間 （2011年11月22日～2012年5月21日）	875,778,804	5,359,444,357
第32特定期間 （2012年 5月22日～2012年11月20日）	826,809,483	4,339,638,668

（注）本邦外における設定、解約の実績はありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行の休業日（以下、「ニューヨークの休業日」といいます。）には、取得の申込みの受付けは行いません。

取得申込みの受付時間は午後３時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

取得の申込みに際しては、当ファンドに係る自動けいぞく投資約款に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

※取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込による口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

(3) 申込単位

販売会社がそれぞれ定めるものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、１口以上１口単位となります。

(4) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（以下の表の手数料率を上限とします。）を乗じて得た額とします。

取得申込み金額＊	手数料率
１億円未満	3.15%（税抜3.00%）
１億円以上５億円未満	2.10%（税抜2.00%）
５億円以上	1.05%（税抜1.00%）

＊取得申込み金額には、申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

なお、収益分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(5) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する期日までにお支払いください。

なお、取得申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払込まれます。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660 （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： http://www.alliancebernstein.co.jp

２【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて一部解約の実行の請求を受付けます。

ただし、ニューヨークの休業日には、一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

一部解約の実行の請求の受付時間は午後３時までとし、その時間を過ぎての受付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求は、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

（2）換金価額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した額とします。

（3）換金単位

１口単位です。

（4）換金手数料

ありません。

（5）信託財産留保額

一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額です。

（6）換金代金支払日

一部解約請求受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において支払います。ただし、一部解約請求受付日の翌営業日から解約金支払日までの間にニューヨークの休業日がある場合は、解約金支払日は一部解約請求受付日から起算して６営業日目以降となります。

（7）その他留意点

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（当ファンドの投資対象国であるエマージング・カントリーにおける経済、政治、社会情勢の急変等を含みます。）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しなかった場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

また、信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

※販売会社等については、以下の照会先にお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660 （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： http://www.alliancebernstein.co.jp

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、１万口当たりの価額で表示します。

② 基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「イールド」の略称で掲載されます。

基準価額は、日々変動しますので、販売会社または以下の委託会社の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号： 03-3240-8660 （受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

ホームページアドレス： http://www.alliancebernstein.co.jp

③ 主な資産の評価方法は以下のとおりです。

外国債券	原則として、計算日の前日における以下のいずれかの価額で評価します。 1.価格情報会社の提供する価額 2.金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
・外国為替の売買の予約取引の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、下記「（5）その他 ①ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に当たるときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間はその翌日から開始します。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

ａ．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了します。

（イ）委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。

（ロ）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「②信託約款の変更ｄ．」に該当する場合を除き、当該他の委託会社と受託会社との間において存続します。

（ハ）受託会社がその任務を辞任または解任された後、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

ｂ．次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（イ）信託期間中において、受益権の総口数が30億口を下回ったとき。

（ロ）委託会社が信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託終了の手続き

（イ）委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記ｂ．の(イ)または(ロ)の事由により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（ロ）委託会社は、上記(イ)について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ハ）上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下回らないものとします。

（ニ）上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ホ）上記(ハ)および(ニ)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が１ヵ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 信託約款の変更

ａ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａ．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．上記ｂ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１ヵ月を下回らないものとします。

ｄ．上記ｃ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｅ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 異議申立者の受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「①ファンドの償還条件等　ｃ．信託終了の手続き」または「②信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

④ 関係法人との契約の更改等

ａ．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は、１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

ｂ．信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

(イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は１年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。

(ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。

(ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎年５月および11月の決算時ならびに償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対し販売会社を通じて交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

ａ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

ｂ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 信託事務処理の委託

受託会社は、信託事務処理の一部について金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定

による信託業務の兼業の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。

③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

また、収益分配金の定期的な引出しを希望する受益者は、販売会社と「定期引出契約」を結ぶことにより引出しができる場合があります。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

② 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して５営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して１口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社において、受益者に支払います。ただし、一部解約請求受付日の翌営業日から解約金支払日までの間にニューヨークの休業日がある場合は、解約金支払日は一部解約請求受付日から起算して６営業日目以降となります。

(4) 反対受益者の買取請求権

委託会社が、上記「３資産管理等の概要 (5)その他 ①ファンドの償還条件等 ｃ．信託終了の手続き」に規定する信託契約の解約または上記「３資産管理等の概要 (5)その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更を行う場合において、当該解約または変更に係る公告において指定された一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第３【ファンドの経理状況】

（1）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）　当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成24年5月22日から平成24年11月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープン

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成24年 5月21日現在)	当期 (平成24年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	610,609,414	225,607,994
金銭信託	780,491	―
コール・ローン	73,173,861	66,840,299
株式	5,110,782	5,779,059
国債証券	1,614,515,065	1,730,201,897
地方債証券	51,644,463	55,977,657
特殊債券	100,636,207	109,062,441
社債券	14,255,663,439	14,685,988,075
派生商品評価勘定	28,334,402	30,637,677
未収入金	34,890,224	―
未収利息	271,692,491	274,112,683
前払費用	14,123,799	7,531,397
その他未収収益	15,058,365	7,537,995
流動資産合計	17,076,233,003	17,199,277,174
資産合計	17,076,233,003	17,199,277,174
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	12,877,956	10,473,218
未払金	37,402,382	18,462,304
未払収益分配金	97,862,215	92,592,971
未払解約金	20,736,964	25,363,362
未払受託者報酬	781,660	709,526
未払委託者報酬	23,449,776	21,285,805
その他未払費用	98,983	92,652
流動負債合計	193,209,936	168,979,838
負債合計	193,209,936	168,979,838
純資産の部		
元本等		
元本	65,241,477,062	61,728,647,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△48,358,453,995	△44,698,350,541
（分配準備積立金）	―	―
元本等合計	16,883,023,067	17,030,297,336
純資産合計	16,883,023,067	17,030,297,336
負債純資産合計	17,076,233,003	17,199,277,174

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成23年11月22日 至 平成24年 5月21日)	当期 (自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月20日)
営業収益		
受取配当金	1,302,061	―
受取利息	637,913,709	591,212,849
有価証券売買等損益	530,739,917	709,578,312
為替差損益	495,480,785	472,427,792
その他収益	8,965,045	13,007,538
営業収益合計	1,674,401,517	1,786,226,491
営業費用		
受託者報酬	4,576,140	4,453,203
委託者報酬	137,284,147	133,596,006
その他費用	1,391,587	1,351,503
営業費用合計	143,251,874	139,400,712
営業利益又は営業損失（△）	1,531,149,643	1,646,825,779
経常利益又は経常損失（△）	1,531,149,643	1,646,825,779
当期純利益又は当期純損失（△）	1,531,149,643	1,646,825,779
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,778,295	△2,702,452
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△52,620,382,711	△48,358,453,995
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,983,475,744	3,188,092,335
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,983,475,744	3,188,092,335
剰余金減少額又は欠損金増加額	649,591,953	607,859,803
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	649,591,953	607,859,803
分配金	601,326,423	569,657,309
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△48,358,453,995	△44,698,350,541

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 （自　平成24年　5月22日 至　平成24年11月20日）
１．運用資産の評価基準及び評価方法	（１）株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 （２）国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 （３）外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
２．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３．費用・収益の計上基準	（１）有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他	当ファンドの特定期間は、前期末が休日のため、平成24年5月22日から平成24年11月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

前期 （平成24年　5月21日現在）	当期 （平成24年11月20日現在）
１．特定期間の末日における受益権の総数 65,241,477,062口	１．特定期間の末日における受益権の総数 61,728,647,877口
２．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損　48,358,453,995円	２．投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損　44,698,350,541円
３．特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.2588円 (10,000口当たり純資産額　2,588円)	３．特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.2759円 (10,000口当たり純資産額　2,759円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 （自　平成23年11月22日 至　平成24年　5月21日）	当期 （自　平成24年　5月22日 至　平成24年11月20日）
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円	１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 －円
２．分配金の計算過程 平成23年11月22日から平成23年12月20日まで 計算期末における分配対象金額 7,310,382,552円 （10,000口当たり1,064円）のうち、103,034,422円 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。	２．分配金の計算過程 平成24年5月22日から平成24年6月20日まで 計算期末における分配対象金額6,865,774,817円 （10,000口当たり1,058円）のうち、97,311,858円 （10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 96,675,326円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,213,707,226円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 7,310,382,552円
当ファンドの期末残存口数	F 68,689,615,289口

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 79,552,259円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,786,222,558円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,865,774,817円
当ファンドの期末残存口数	F 64,874,572,272口

10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,064円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 103,034,422円

平成23年12月21日から平成24年1月20日まで
計算期末における分配対象金額 7,239,723,973円
（10,000口当たり1,063円）のうち、102,148,401円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 94,341,669円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,145,382,304円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 7,239,723,973円
当ファンドの期末残存口数	F 68,098,934,038口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,063円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 102,148,401円

平成24年1月21日から平成24年2月20日まで
計算期末における分配対象金額 7,132,152,351円
（10,000口当たり1,064円）のうち、100,524,450円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 108,049,822円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 7,024,102,529円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 7,132,152,351円
当ファンドの期末残存口数	F 67,016,300,384口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,064円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 100,524,450円

平成24年2月21日から平成24年3月21日まで
計算期末における分配対象金額 7,058,030,607円
（10,000口当たり1,065円）のうち、99,345,169円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 108,855,846円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,941,708,844円
分配準備積立金額	D 7,465,917円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 7,058,030,607円
当ファンドの期末残存口数	F 66,230,112,813口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,065円

10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,058円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 97,311,858円

平成24年6月21日から平成24年7月20日まで
計算期末における分配対象金額 6,810,418,297円
（10,000口当たり1,058円）のうち、96,548,754円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 95,032,763円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,715,385,534円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,810,418,297円
当ファンドの期末残存口数	F 64,365,836,316口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,058円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 96,548,754円

平成24年7月21日から平成24年8月20日まで
計算期末における分配対象金額 6,742,873,730円
（10,000口当たり1,058円）のうち、95,532,841円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 99,651,224円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,643,222,506円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,742,873,730円
当ファンドの期末残存口数	F 63,688,560,707口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,058円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 95,532,841円

平成24年8月21日から平成24年9月20日まで
計算期末における分配対象金額6,643,858,751円
（10,000口当たり1,057円）のうち、94,227,114円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 87,226,330円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,552,432,888円
分配準備積立金額	D 4,199,533円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,643,858,751円
当ファンドの期末残存口数	F 62,818,076,656口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,057円

10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 99,345,169円

平成24年3月22日から平成24年4月20日まで
計算期末における分配対象金額 6,975,842,288円
（10,000口当たり1,063円）のうち、98,411,766円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 82,211,728円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,876,522,427円
分配準備積立金額	D 17,108,133円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,975,842,288円
当ファンドの期末残存口数	F 65,607,844,107口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,063円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 98,411,766円

平成24年4月21日から平成24年5月21日まで
計算期末における分配対象金額 6,922,462,892円
（10,000口当たり1,061円）のうち、97,862,215円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 83,393,892円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,838,123,102円
分配準備積立金額	D 945,898円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,922,462,892円
当ファンドの期末残存口数	F 65,241,477,062口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,061円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 97,862,215円

10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 94,227,114円

平成24年9月21日から平成24年10月22日まで
計算期末における分配対象金額 6,591,286,787円
（10,000口当たり1,058円）のうち、93,443,771円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 96,107,925円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,495,178,862円
分配準備積立金額	D -
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,591,286,787円
当ファンドの期末残存口数	F 62,295,847,748口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,058円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 93,443,771円

平成24年10月23日から平成24年11月20日まで
計算期末における分配対象金額 6,526,272,143円
（10,000口当たり1,057円）のうち、92,592,971円
（10,000口当たり15円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 87,546,401円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B -
収益調整金額	C 6,436,047,742円
分配準備積立金額	D 2,678,000円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 6,526,272,143円
当ファンドの期末残存口数	F 61,728,647,877口
10,000口当たりの収益分配対象額	G=E/F×10,000 1,057円
10,000口当たりの分配額	H 15円
収益分配金金額	I=F×H/10,000 92,592,971円

（金融商品に関する注記）
1．金融商品の状況に関する事項

前期 （自　平成23年11月22日 至　平成24年 5月21日）	当期 （自　平成24年 5月22日 至　平成24年11月20日）
（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	（1）金融商品に対する取組方針 同左
（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	（2）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「（その他の注記）２．売買目的有価証券」に記載しております。これらは株価変動リスク、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	同左
（３）金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コンプライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであるかをチェックしております。また、これらの結果は月次の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしております。	（３）金融商品に係るリスク管理体制 同左
（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

２．金融商品の時価等に関する事項

前期 （平成24年 5月21日現在）	当期 （平成24年11月20日現在）
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 ① 株式、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 ② 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「（その他の注記）３．デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 ① 株式、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左 ② 派生商品評価勘定 同左 ③ コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 （自 平成23年11月22日 至 平成24年 5月21日）	当期 （自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月20日）
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

当期 （自 平成24年 5月22日 至 平成24年11月20日）
該当事項はございません。

（その他の注記）

1．元本の移動

前期 （平成24年 5月21日現在）		当期 （平成24年11月20日現在）	
期首元本額	69,725,142,615 円	期首元本額	65,241,477,062 円
期中追加設定元本額	875,778,804 円	期中追加設定元本額	826,809,483 円
期中一部解約元本額	5,359,444,357 円	期中一部解約元本額	4,339,638,668 円

2．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 （平成24年 5月21日現在） 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	当期 （平成24年11月20日現在） 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	170,216	0
国債証券	△35,053,677	△25,876,140
地方債証券	△223,730	1,496,302
特殊債券	△2,185	△581,943
社債券	△136,934,606	△178,194,557
合計	△172,043,982	△203,156,338

3．デリバティブ取引等関係

（単位：円）

区分	種類	前期 平成24年 5月21日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	**1,048,052,721**	**－**	**1,019,741,753**	**28,310,968**
	米ドル	123,468,359	－	123,048,226	420,133
	カナダドル	27,258,175	－	26,509,080	749,095
	ユーロ	659,140,815	－	639,923,877	19,216,938
	英ポンド	238,185,372	－	230,260,570	7,924,802
	買建	**928,052,721**	**－**	**915,198,199**	**△ 12,854,522**
	米ドル	924,584,362	－	911,720,486	△ 12,863,876
	ユーロ	3,468,359	－	3,477,713	9,354
合計		1,976,105,442	－	1,934,939,952	15,456,446

（単位：円）

区分	種類	当期 平成24年11月20日現在			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	**1,226,464,515**	**－**	**1,236,830,305**	**△ 10,365,790**
	米ドル	129,471,089	－	129,424,367	46,722
	カナダドル	27,624,172	－	27,914,916	△ 290,744
	ユーロ	859,189,923	－	865,355,412	△ 6,165,489
	英ポンド	210,179,331	－	214,135,610	△ 3,956,279
	買建	**1,101,464,515**	**－**	**1,131,994,764**	**30,530,249**
	米ドル	1,096,993,426	－	1,127,502,738	30,509,312
	英ポンド	4,471,089	－	4,492,026	20,937
合計		2,327,929,030	－	2,368,825,069	20,164,459

（注１）時価の算定方法

為替予約取引

１）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（注２）上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第１．有価証券明細表
（１）株式

（平成24年11月20日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	GALLERY MEDIA HOLDING LIMITED	43	1,500.00	64,500.00	
	PLIANT CORPORATION	5	0.00	0.00	
	PHASE METRICS INC (ESCROW)	650,454	0.01	6,504.54	
小計	銘柄数：3			71,004.54	
				(5,779,059)	
	組入時価比率：0.0%			100.0%	
合計				5,779,059	
				(5,779,059)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
(注２)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券

（平成24年11月20日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	DOMINICAN REPUBLIC		751,000.00	895,567.50	
		GABONESE REPUBLIC		553,000.00	673,277.50	
		POLAND GOVERNMENT		900,000.00	1,120,500.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA		1,512,200.00	1,247,102.93	
		REPUBLIC OF ARGENTINA		1,210,000.00	912,239.17	
		REPUBLIC OF ARGENTINA		96,276.60	59,450.80	
		REPUBLIC OF BRAZIL		887,000.00	1,348,240.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA		846,000.00	1,312,569.00	
		REPUBLIC OF CROATIA		545,000.00	593,545.54	
		REPUBLIC OF CROATIA		550,000.00	629,381.50	
		REPUBLIC OF GHANA		946,000.00	1,093,812.50	
		REPUBLIC OF INDONESIA		714,000.00	1,151,325.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA		313,000.00	421,767.50	
		REPUBLIC OF INDONESIA		1,043,000.00	1,582,752.50	
		REPUBLIC OF LITHUANIA		550,000.00	692,175.00	
		REPUBLIC OF PANAMA		353,000.00	602,747.50	
		REPUBLIC OF PANAMA		578,000.00	819,604.00	
		REPUBLIC OF SERBIA		88,000.02	88,660.02	
		REPUBLIC OF TURKEY		2,117,000.00	2,853,716.00	
		REPUBLIC OF TURKEY		1,387,000.00	1,860,937.90	
		STATE OF QATAR		341,000.00	390,445.00	
		UKRAINE GOVERNMENT		643,000.00	630,428.06	
	小計	銘柄数：	22	16,923,476.62	20,980,244.92	
					(1,707,582,134)	
		組入時価比率：	10.0%		10.3%	
	ユーロ	REPUBLIC OF ARGENTINA		418,184.45	217,455.91	
	小計	銘柄数：	1	418,184.45	217,455.91	
					(22,619,763)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
	国債証券計				1,730,201,897	
					(1,730,201,897)	
地方債証券	米ドル	CALIFORNIA ST		385,000.00	467,243.70	
		CALIFORNIA ST		150,000.00	220,527.00	
	小計	銘柄数：	2	535,000.00	687,770.70	
					(55,977,657)	
		組入時価比率：	0.3%		0.3%	
	地方債証券計				55,977,657	
					(55,977,657)	
特殊債券	米ドル	EKSPORTFINANS ASA		374,000.00	355,674.00	
		EURASIAN DEVELOPMENT BAN		195,000.00	212,899.05	
		POWER SECTOR ASSETS &LI		590,000.00	771,425.00	
	小計	銘柄数：	3	1,159,000.00	1,339,998.05	
					(109,062,441)	
		組入時価比率：	0.6%		0.7%	
	特殊債券計				109,062,441	
					(109,062,441)	

社債券	米ドル	AES CORPORATION		200,000.00	214,000.00	
		AES CORPORATION		740,000.00	839,900.00	
		AES CORPORATION		140,000.00	154,000.00	
		AIR LEASE CORP		151,000.00	157,417.50	
		AIR MEDICAL GROUP HOLDIN		405,000.00	436,387.50	
		AK STEEL CORP		190,000.00	190,000.00	
		AK STEEL CORP		230,000.00	188,600.00	
		ALBERTSON'S INC		1,210,000.00	713,900.00	
		ALERE INC		400,000.00	416,000.00	
		ALERIS INTL INC		482,000.00	483,205.00	
		ALERIS INTL INC		228,000.00	224,010.00	
		ALFA BANK OJSC VIA ALFA		321,000.00	331,776.93	
		ALLBRITTON COMMUNICATION		275,000.00	298,375.00	
		ALLIANT TECHSYS		160,000.00	174,800.00	
		ALLISON TRANSMISSION		474,000.00	500,070.00	
		ALLY FINANCIAL INC		376,000.00	451,211.28	
		AMC ENTERTAINMENT INC		233,000.00	257,465.00	
		AMKOR TECHNOLOGIES INC		550,000.00	510,125.00	
		ANTERO RESOURCES FINANCE		293,000.00	322,300.00	
		ANTERO RESOURCES FINANCE		120,000.00	128,400.00	
		ARAMARK CORP		915,000.00	927,590.40	
		ARCELORMITTAL		335,000.00	342,088.60	
		ARCH COAL INC		206,000.00	175,100.00	
		ARDAGH PACKAGING FINANCE		230,000.00	248,400.00	
		ASBURY AUTOMOTIVE GROUP		77,000.00	79,695.00	
		ASBURY AUTOMOTIVE GROUP		191,000.00	211,293.75	
		ATP OIL & GAS CO		175,000.00	23,625.00	
		ATWOOD OCEANICS INC		96,000.00	102,000.00	
		AUTONATION INC		73,000.00	82,490.00	
		AVAYA INC		435,000.00	353,437.50	
		AVAYA INC		54,000.00	46,980.00	
		AVIATION CAPITAL GROUP		506,000.00	537,385.20	
		AVIS BUDGET CAR RENTAL		434,000.00	446,481.84	
		BALL CORP		555,000.00	584,137.50	
		BASELL FINANCE CO BV		410,000.00	541,200.00	
		BASIC ENERGY		250,000.00	242,500.00	
		BBVA INTL PREF UNIPERSON		204,000.00	153,000.00	
		BE AEROSPACE INC		200,000.00	221,000.00	
		BEAR STEARNS CO		615,000.00	694,408.80	
		BEAZER HOMES USA		286,000.00	305,305.00	
		BERRY PETROLEUM CO		313,000.00	320,042.50	
		BERRY PLASTICS CORP		490,000.00	546,350.00	
		BILL BARRETT CORP		167,000.00	174,515.00	
		BIOMET INC		215,000.00	207,475.00	
		BLUEWATER HOLDING BV		400,000.00	375,000.00	
		BOMBARDIER INC		500,000.00	540,000.00	
		BOYD GAMING CORP		275,000.00	274,312.50	
		BRIGGS & STRATTON		81,000.00	89,910.00	
		BRIGHTSTAR CORP		350,000.00	374,500.00	
		BRISTOW GROUP INC		121,000.00	126,747.50	
		BRODER BROS CO		138,031.00	133,544.99	
		BRT ESCROW CORP SPA		374,224.13	389,769.13	
		BUILDING MATERIALS CORP		700,000.00	752,500.00	
		BURLINGTON COAT FACTORY		200,000.00	218,000.00	
		CALCIPAR SA		450,000.00	450,000.00	
		CALPINE CORP		1,260,000.00	1,382,850.00	
		CASE CORPORATION		750,000.00	838,125.00	
		CATALENT PHARMA SOLUTION		346,672.00	355,338.80	
		CCO HLDGS LLC/CAP CORP		433,000.00	465,475.00	
		CCO HLDGS LLC/CAP CORP		1,050,000.00	1,128,750.00	
		CCO HLDGS LLC/CAP CORP		145,000.00	161,675.00	
		CCO HLDGS LLC/CAP CORP		264,000.00	291,060.00	
		CDW LLC/CDW FINANCE		343,000.00	377,300.00	
		CDW LLC/CDW FINANCE		549,000.00	576,450.00	
		CELANESE US HOLDINGS LLC		97,000.00	105,972.50	
		CELANESE US HOLDINGS LLC		265,000.00	269,306.25	
		CEMEX ESPANA LUXEMBOURG		235,000.00	249,641.83	
		CEMEX FINANCE LLC		215,000.00	223,266.66	
		CEQUEL COM HLDG I/CAP CP		475,000.00	506,468.75	

		CERIDIAN CORP		231,000.00	243,705.00	
		CGG VERITAS		400,000.00	413,000.00	
		CHAPARRAL ENERGY INC		430,000.00	434,300.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP		650,000.00	577,284.50	
		CHESAPEAKE MIDSTREAM PT		116,000.00	120,350.00	
		CHESTER DOWNS & MARINA		158,000.00	156,025.00	
		CHIRON MERGER SUB INC		450,000.00	456,750.00	
		CHOICE HOTELS INTERNATIO		41,000.00	44,690.00	
		CHS/COMMUNITY HEALTH SYS		272,000.00	288,320.00	
		CHS/COMMUNITY HEALTH SYS		264,000.00	273,900.00	
		CIMAREX ENERGY CO		478,000.00	503,095.00	
		CINCINNATI BELL INC		220,000.00	220,000.00	
		CIT GROUP INC		1,115,000.00	1,162,387.50	
		CITGO PETROLEUM CORP		682,000.00	787,710.00	
		CITIGROUP INC		330,000.00	364,778.70	
		CITYCENTER HLDGS/FINANCE		556,000.00	587,970.00	
		CKE RESTAURANTS		320,000.00	367,200.00	
		CLEAR CHANNEL		207,000.00	179,572.50	
		CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		17,000.00	18,252.90	
		CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		740,000.00	794,538.00	
		CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		196,000.00	192,080.00	
		CLEAR CHANNEL WORLDWIDE		549,000.00	543,510.00	
		CLEARWIRE COMM/FINANCE		500,000.00	527,500.00	
		CLUBCORP CLUB OPERATIONS		415,000.00	459,612.50	
		CMS ENERGY CORP		375,000.00	443,655.00	
		CNO FINANCIAL GROUP INC		45,000.00	46,912.50	
		COLOMBIA TELECOMM SA ESP		325,000.00	324,495.40	
		COLUMBUS INTL INC		919,000.00	1,026,982.50	
		COMMERCIAL METALS CO		723,000.00	762,765.00	
		COMMSCOPE INC		400,000.00	431,000.00	
		CON'L RUBBER OF AMERICA		432,000.00	436,320.00	
		CONSOL ENERGY INC		500,000.00	526,250.00	
		CONSTELLATION BRANDS INC		568,000.00	644,680.00	
		CONTINENTAL RESOURCE		90,000.00	101,250.00	
		CONTINENTAL RESOURCES		440,000.00	459,800.00	
		CONVATEC HEALTHCARE		525,000.00	560,437.50	
		CORP AZUCARERA DEL PERU		395,000.00	422,017.96	
		COTT BEVERAGES USA INC		65,000.00	71,337.50	
		COUNTRYWIDE FINANCIAL CO		498,000.00	548,800.98	
		CPI INTERNATIONAL INC		264,000.00	251,460.00	
		CROWN CASTLE INTERNATION		400,000.00	438,000.00	
		CROWN MEDIA HOLDINGS		235,000.00	262,025.00	
		CSC HOLDINGS INC		485,000.00	551,687.50	
		CUMULUS MEDIA HOLDINGS		465,000.00	444,075.00	
		DANA HOLDING		55,000.00	57,750.00	
		DANA HOLDING		59,000.00	62,245.00	
		DEL MONTE CORP		315,000.00	319,725.00	
		DELPHI CORP		107,000.00	114,490.00	
		DELPHI CORP		80,000.00	88,200.00	
		DENBURY RESOURCES INC		508,000.00	556,260.00	
		DESARROLLADORA HOMEX		560,000.00	570,987.98	
		DEVELOPERS DIVER DDR		500,000.00	649,235.00	
		DOLLAR GENERAL CORP		265,000.00	276,262.50	
		DOMTAR CORP		251,000.00	282,312.25	
		DR HORTON		720,000.00	802,800.00	
		ECHOSTAR DBS CORP		960,000.00	1,070,400.00	
		EDP FINANCE BV		275,000.00	283,063.00	
		EL PASO ENERGY		708,000.00	710,385.96	
		ELAN FIN PLC/ELAN FIN CP		215,000.00	215,000.00	
		ELIZABETH ARDEN		270,000.00	301,050.00	
		EMERGENCY MEDICAL		545,000.00	579,062.50	
		EMPRESA DE ENERGIA DE BO		219,000.00	246,253.27	
		ENDO PHARMA HLDG		95,000.00	99,393.75	
		ENDO PHARMA HLDG		125,000.00	131,718.75	
		ENERGY FUTURE HOLDINGS		122,000.00	127,795.00	
		ENERGY FUTURE/EFIH FINAN		612,000.00	667,080.00	
		ENERGY XXI GULF COAST IN		400,000.00	446,000.00	
		ENERGY XXI GULF COAST IN		350,000.00	374,500.00	
		ENTERPRISE PRODUCTS OPER		910,000.00	1,035,125.00	

		ENTERTAINMENT PROPERTIES		445,000.00	516,974.30	
		EPICOR SOFTWARE CORP		445,000.00	458,350.00	
		ETRADE FINANCIAL CORP		174,000.00	182,265.00	
		ETRADE FINANCIAL CORP		35,000.00	39,418.75	
		ETRADE FINANCIAL CORP		278,000.00	278,000.00	
		EUROPEAN MEDIA CAPITAL		116,278.00	109,287.45	
		EVEREST ACQUISITION LLC		420,000.00	451,500.00	
		EVRAZ GROUP SA		560,000.00	619,561.60	
		FIRST DATA CORP		1,465,000.00	1,486,975.00	
		FLORIDA EAST RR		91,000.00	95,777.50	
		FORD MOTOR CREDIT CO		1,200,000.00	1,437,876.00	
		FOREST OIL		685,000.00	673,012.50	
		FREESCALE SEMICONDUCTOR		350,000.00	360,500.00	
		FREESCALE SEMICONDUCTOR		83,000.00	77,190.00	
		FRESENIUS MEDICAL CARE		190,000.00	209,000.00	
		FTI CONSULTING		275,000.00	290,125.00	
		GAZ CAPITAL SA		1,457,000.00	1,898,194.17	
		GAZ CAPITAL SA		650,000.00	843,576.50	
		GENERAL CABLE CORP		161,000.00	162,610.00	
		GENWORTH FINANCIAL INC		160,000.00	108,400.00	
		GETTY IMAGES INC		286,000.00	286,000.00	
		GFI GROUP INC		250,000.00	218,125.00	
		GOLDEN CLOSE MARIT CORP		100,000.00	106,883.69	
		GOODYEAR TIRE		645,000.00	698,212.50	
		GOODYEAR TIRE		371,000.00	413,665.00	
		GRAPHIC PACKAGING INTL		166,000.00	183,845.00	
		GRIFFON CORP		147,000.00	154,350.00	
		GRIFOLS INC		355,000.00	392,275.00	
		GXS WORLDWIDE INC		325,000.00	334,750.00	
		HANSON AUSTRALIA FUNDING		548,000.00	554,647.24	
		HANSON PLC		387,000.00	425,700.00	
		HCA HOLDINGS INC		375,000.00	400,312.50	
		HCA INC		585,000.00	624,487.50	
		HCA INC		1,020,000.00	1,104,792.60	
		HCA INC		625,000.00	684,375.00	
		HD SUPPLY INC		220,000.00	242,825.00	
		HD SUPPLY INC		522,000.00	592,470.00	
		HDTFS INC		104,000.00	105,300.00	
		HDTFS INC		40,000.00	40,700.00	
		HEALTH MANAGEMENT ASSOCI		130,000.00	139,750.00	
		HERTZ CORP		879,000.00	938,332.50	
		HILAND PARTNERS LP		97,000.00	100,516.25	
		HOLOGIC INC		157,000.00	165,242.50	
		HORNBECK OFFSHORE SERVIC		282,000.00	286,230.00	
		HOST HOTELS & RESORTS LP		406,000.00	416,657.50	
		HUGHES SATELLITE SYSTEMS		445,000.00	491,725.00	
		HUNTINGTON INGALLS INDUS		140,000.00	148,400.00	
		HUNTINGTON INGALLS INDUS		139,000.00	148,730.00	
		HUNTSMAN INTL LLC		800,000.00	801,000.00	

次へ

（平成24年11月20日現在）

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
		ICAHN ENTERPRISES/FIN		425,000.00	449,968.75	
		IIRSA NORTE FINANCE LTD		205,043.64	251,178.45	
		INEOS FINANCE PLC		340,000.00	343,400.00	
		INFOR US INC		150,000.00	163,875.00	
		INTELSAT JACKSON HLDG		1,450,000.00	1,522,500.00	
		INTELSAT JACKSON HLDG		1,770,000.00	1,885,050.00	
		INTERLINE BRANDS INC		398,000.00	430,835.00	
		INTL LEASE FINANCE CORP		525,000.00	597,843.75	
		INTL LEASE FINANCE CORP		1,600,000.00	1,646,048.00	
		IPAYMENT HOLDINGS INC		650,000.00	552,500.00	
		IRON MOUNTAIN INC		289,000.00	284,303.75	
		ISLE OF CAPRI CASINOS		270,000.00	288,900.00	
		ISTAR FINANCIAL		600,000.00	606,000.00	
		J CREW GROUP		210,000.00	215,250.00	
		JAGUAR HOLDING CO/MERGER		413,000.00	458,430.00	
		JBS USA LLC/JBS USA FINA		401,000.00	405,010.00	
		JBS USA LLC/JBS USA FINA		100,000.00	97,250.00	
		JMC STEEL GROUP		260,000.00	264,550.00	
		KAZMUNAYGAS NATIONAL		1,420,000.00	1,699,782.60	
		KB HOME		180,000.00	200,475.00	
		KEY ENERGY SERVICES INC		450,000.00	436,500.00	
		KINDER MORGAN FIN		1,290,000.00	1,407,686.70	
		LAMAR MEDIA CORP		503,000.00	529,407.50	
		LAREDO PETROLEUM INC		191,000.00	203,415.00	
		LAUREATE EDUCATION INC		482,000.00	489,230.00	
		LENNAR CORP		1,000,000.00	1,125,000.00	
		LEVEL 3 COMM INC		248,000.00	280,240.00	
		LEVEL 3 FINANCING INC		716,000.00	764,330.00	
		LEVI STRAUSS & CO		141,000.00	146,992.50	
		LIMITED BRANDS INC		519,000.00	550,140.00	
		LIMITED BRANDS INC		338,000.00	388,700.00	
		LIMITED BRANDS INC		418,000.00	448,305.00	
		LIN TELEVISION CORP		76,000.00	82,080.00	
		LIVE NATION ENTERTAINMEN		201,000.00	207,030.00	
		LYONDELLBASELL IND NV		212,000.00	244,860.00	
		LYONDELLBASELL IND NV		550,000.00	641,699.68	
		M/I HOMES INC		280,000.00	303,800.00	
		MACYS RETAIL HLDGS INC		455,000.00	535,175.55	
		MANITOWOC CO INC		400,000.00	444,000.00	
		MARFRIG HOLDING EUROPE B		250,000.00	207,500.00	
		MARFRIG OVERSEAS LTD		510,000.00	428,400.00	
		MARINA DISTRICT FINANCE		190,000.00	180,975.00	
		MARINA DISTRICT FINANCE		405,000.00	380,700.00	
		MARKWEST ENERGY PART/FIN		700,000.00	752,500.00	
		MASCO CORP		445,000.00	493,594.00	
		MASCO CORP		625,000.00	687,725.00	
		MEAD PROD/ACCO BRANDS		326,000.00	333,335.00	
		MEDIACOM LLC		321,000.00	341,062.50	
		MGM RESORTS INTERNATIONA		1,056,000.00	1,129,920.00	
		MINERVA LUXEMBOURG SA		200,000.00	232,500.00	
		MIRANT AMERICAS GENER		395,000.00	426,600.00	
		MITSUI SUMITOMO INSURANC		273,000.00	320,538.25	
		MMG FIDUCIARY		765,000.00	778,387.50	
		MOBILE MINI		175,000.00	188,562.50	
		MPM ESCROW LLC MPM FINAN		166,000.00	160,605.00	
		MUELLER WATER PRODUCTS		120,600.00	137,785.50	
		NAI ENTER HOLDINGS LLC		463,000.00	511,036.25	
		NATIONWIDE MUTUAL INSURA		690,000.00	997,215.60	
		NCL CORP LTD		499,000.00	548,900.00	
		NCR CORP		127,000.00	128,905.00	
		NEW ENTERPRISE STONE & L		600,000.00	441,000.00	
		NEWFIELD EXPLORATION CO		885,000.00	931,462.50	
		NEWPAGE CORP		300,000.00	15,000.00	
		NOBLE GROUP LTD		400,000.00	417,000.00	
		NOVA CHEMICALS CORP		298,000.00	338,230.00	
		NOVELIS INC		901,000.00	1,000,110.00	

		NRG ENERGY INC		239,000.00	258,120.00	
		NRG ENERGY INC		378,000.00	384,615.00	
		NXP BV/NXP FUNDING LLC		200,000.00	232,000.00	
		OFFSHORE GROUP INVST LTD		316,000.00	347,600.00	
		OFFSHORE GROUP INVST LTD		257,000.00	254,430.00	
		ONCOR ELECTRIC DELIVERY		255,000.00	316,202.55	
		OWENS CORNING		1,110,000.00	1,289,942.10	
		PAETEC ESCROW CORP		450,000.00	506,250.00	
		PEABODY ENERGY CORP		596,000.00	612,390.00	
		PEABODY ENERGY CORP		418,000.00	427,405.00	
		PETROBRAS INTL FIN CO		525,000.00	585,711.00	
		PETROHAWK ENERGY CORP		450,000.00	508,720.50	
		PETROLEOS DE VENEZUELA		405,000.00	249,075.00	
		PETROLEUM GEO-SERVICES		300,000.00	315,000.00	
		PHI INC		225,000.00	237,937.50	
		PINNACLE ENTERTAINMENT		82,000.00	88,560.00	
		PIONEER DRILLING CO		350,000.00	375,375.00	
		PIONEER NATURAL RECOURCE		565,000.00	646,258.30	
		PLAINS EXPL & PROD		790,000.00	786,050.00	
		PLASTIPAK HOLDINGS		770,000.00	785,400.00	
		POLYMER GROUP INC		700,000.00	745,500.00	
		POST HOLDINGS INC		192,000.00	202,080.00	
		PPL CAPITAL FUNDING INC		450,000.00	472,500.00	
		PRECISION DRILLING TRUST		144,000.00	148,680.00	
		PSS WORLD MEDICAL INC		250,000.00	295,000.00	
		QEP RESOURCES INC		430,000.00	448,275.00	
		QUEBECOR MEDIA		1,225,000.00	1,263,281.25	
		RAIN CII CARBON LLC/CII		282,000.00	291,870.00	
		RANGE RESOURCES CORP		523,000.00	554,380.00	
		RBS GLOBAL & REXNORD COR		534,000.00	578,055.00	
		REALOGY CORP		41,000.00	45,510.00	
		REGAL ENTERTAINMENT GROU		400,000.00	441,000.00	
		REGIONS BANK		325,000.00	335,968.75	
		REGIONS FINANCING TR II		340,000.00	338,300.00	
		REXEL		335,000.00	340,025.00	
		REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD		348,000.00	371,490.00	
		REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD		335,000.00	336,675.00	
		REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD		870,000.00	900,450.00	
		REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD		810,000.00	882,900.00	
		REYNOLDS GRP ISS/REYNOLD		462,000.00	446,407.50	
		RITE AID CORP		295,000.00	331,875.00	
		RITE AID CORP		480,000.00	532,800.00	
		ROYAL CARIBBEAN CRUISES		395,000.00	404,136.35	
		RR DONNELLEY & SONS		621,000.00	596,160.00	
		RRI ENERGY INC		790,000.00	849,250.00	
		RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)		509,000.00	563,717.50	
		RSHB CAPITAL (RUSS AG BK)		989,000.00	1,176,502.53	
		SABRE INC		483,000.00	504,735.00	
		SALLY HOLDINGS/SALLY CAP		310,000.00	330,537.50	
		SANDRIDGE ENERGY INC		296,000.00	314,500.00	
		SANDRIDGE ENERGY INC		187,000.00	190,740.00	
		SANDRIDGE ENERGY INC		220,000.00	231,000.00	
		SANDRIDGE ENERGY INC		325,000.00	329,875.00	
		SANMINA-SCI CORP		130,000.00	129,350.00	
		SBA TELECOMMUNICATIONS		79,000.00	81,765.00	
		SCHAEFFLER FINANCE BV		425,000.00	471,750.00	
		SEAGATE HDD CAYMAN		400,000.00	415,000.00	
		SEALED AIR CORP		196,000.00	215,110.00	
		SEALED AIR CORP		107,000.00	118,502.50	
		SEALED AIR CORP		721,000.00	670,530.00	
		SELECT MEDICAL CORP		69,000.00	69,431.25	
		SEMINOLE TRIBE OF FLORID		390,000.00	425,100.00	
		SEMINOLE TRIBE OF FLORID		60,000.00	64,188.60	
		SENIOR HOUSING PROPERTIE		325,000.00	374,695.75	
		SENSATA TECHNOLOGIES BV		400,000.00	423,000.00	
		SERTA SIMMONS HOLDINGS		147,000.00	147,735.00	
		SERVICE CORP INT		870,000.00	965,700.00	
		SERVICEMASTER		79,000.00	76,432.50	
		SESI LLC		300,000.00	331,500.00	

		SEVERSTAL (STEEL CAP)		239,000.00	233,822.04	
		SHEA HOMES LP/FNDG CP		76,000.00	83,600.00	
		SINCLAIR TELEVISION GROU		105,000.00	115,237.50	
		SINCLAIR TELEVISION GROU		300,000.00	333,000.00	
		SINCLAIR TELEVISION GROU		286,000.00	294,580.00	
		SISTEMA INTL FUNDING SA		435,000.00	451,443.43	
		SLM CORP		445,000.00	487,275.00	
		SOUTHERN PERU		360,000.00	452,235.60	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO		340,000.00	420,716.00	
		SOVEREIGN BANK		285,000.00	331,799.85	
		SPECTRUM BRANDS		375,000.00	381,562.50	
		SPECTRUM BRANDS ESCROW		9,000.00	9,067.50	
		SPECTRUM BRANDS ESCROW		22,000.00	22,385.00	
		SPRINT CAP CORP		430,000.00	434,300.00	
		SPRINT NEXTEL CORP		1,000,000.00	992,500.00	
		SPX CORP		430,000.00	480,525.00	
		STANDARD PACIFIC CORP		525,000.00	599,812.50	
		STARZ LLC/STARZ FINANCE		230,000.00	233,450.00	
		STATER BROS HOLDINGS		300,000.00	322,125.00	
		STEEL DYNAMICS INC		400,000.00	414,000.00	
		STHI HOLDING CORP		85,000.00	90,737.50	
		SUBURBAN PROPANE PARTNRS		409,000.00	438,652.50	
		SUGAR HSP GMNG PROP/FIN		130,000.00	138,450.00	
		SUMMIT MATERIALS LLC/FIN		179,000.00	189,740.00	
		SUNGARD DATA SYSTEMS INC		424,000.00	460,040.00	
		SWISS RE CAPITAL I LP		260,000.00	271,050.00	
		SYNIVERSE HOLDINGS INC		138,000.00	146,280.00	
		TARGA RESOURCES PARTNERS		150,000.00	161,625.00	
		TENET HEALTHCARE		450,000.00	499,500.00	
		TENNECO INC		185,000.00	199,106.25	
		TEXAS COMP ELEC HOLD		694,000.00	128,390.00	
		TEXAS COMPETITIVE/TCEH		358,000.00	259,550.00	
		TOLL BROS FINANCE CORP		779,000.00	838,951.84	
		TOWNSQUARE RADIO LLC/INC		172,000.00	184,470.00	
		TOYS R US DELAWARE INC		280,000.00	281,400.00	
		TPC GROUP LLC		324,000.00	356,400.00	
		TRANSDIGM INC		675,000.00	740,812.50	
		TRANSOCEAN INC		225,000.00	280,950.75	
		TRAVELPORT LLC		300,000.00	207,000.00	
		TURKIYE GARANTI BANKASI		307,000.00	323,648.21	
		TV AZTECA SAB DE CV		325,000.00	344,229.66	
		TXU CORP		248,000.00	116,560.00	
		UNITED RENTALS NORTH AM		570,000.00	645,525.00	
		UNITED RENTALS NORTH AM		167,000.00	180,360.00	
		UNITYMEDIA HESSEN GMBH		208,000.00	228,619.68	
		UNIVISION COMMUNICATIONS		671,000.00	677,710.00	
		UNIVISION COMMUNICATIONS		250,000.00	248,750.00	
		UPCB FINANCE III LTD		275,000.00	291,500.00	
		UPCB FINANCE V LTD		275,000.00	297,000.00	
		US WEST COMMUNICATIONS		425,000.00	426,062.50	
		USIMINAS COMMERCIAL LTD		103,000.00	113,042.50	
		VALEANT PHARMACEUTICALS		435,000.00	465,450.00	
		VALEANT PHARMACEUTICALS		545,000.00	586,556.25	
		VALEANT PHARMACEUTICALS		140,000.00	152,075.00	
		VANGUARD HLT HDG LLC/INC		367,000.00	372,505.00	
		VIMPELCOM (VIP FIN)		380,000.00	440,940.60	
		VIRGIN MEDIA SECURED FIN		775,000.00	842,812.50	
		VISANT CORP		47,000.00	40,890.00	
		VOYAGER LEARNING CORP		1,155,000.00	0.01	
		VTB CAPITAL SA		520,000.00	563,503.20	
		W&T OFFSHORE		250,000.00	260,000.00	
		WEST CORP		1,000,000.00	1,000,000.00	
		WEYERHAEUSER CO		460,000.00	586,182.60	
		WIND ACQUISITION FIN SA		1,450,000.00	1,411,937.50	
		WINDSTREAM CORP		881,000.00	916,240.00	
		WINDSTREAM CORP		600,000.00	609,000.00	
		WINSWAY COKING COAL		600,000.00	480,000.00	
		WOLVERINE WORLD WIDE INC		135,000.00	139,387.50	
		WYNN LAS VEGAS LLC/CORP		1,010,000.00	1,131,200.00	

		XL CAPITAL LTD		865,000.00	791,475.00	
		XM SATELLITE RADIO		425,000.00	459,000.00	
	小計	銘柄数：	393	160,284,848.77	167,441,886.89	
					(13,628,095,173)	
		組入時価比率：	80.0%		82.2%	
	カナダドル	PERPETUAL ENERGY		375,000.00	368,333.81	
	小計	銘柄数：	1	375,000.00	368,333.81	
					(30,085,505)	
		組入時価比率：	0.2%		0.2%	
	ユーロ	ABN AMRO BANK NV		583,000.00	456,110.05	
		AGROKOR DD		121,000.00	128,704.07	
		ARDAGH PKG FIN/MP HD USA		265,000.00	283,550.00	
		BBVA INTL PREF UNIPERSON		400,000.00	275,200.00	
		BNP PARIBAS		350,000.00	355,355.00	
		CAPSUGEL FINANCECO SCA		350,000.00	393,750.00	
		CROWN EURO HOLDINGS SA		89,000.00	97,010.00	
		EDP FINANCE BV		275,000.00	285,811.07	
		FOODCORP LTD		255,000.00	270,300.00	
		FRANZ HANIEL & CIE GMBH		320,000.00	354,912.64	
		KABEL DEUTSCHLAND HOLDIN		340,000.00	365,075.00	
		KUKA AG		130,000.00	146,250.00	
		LLOYDS TSB BANK PLC		300,000.00	360,339.00	
		LOTTOMATICA SPA		410,000.00	417,380.00	
		PICARD BONDCO		325,000.00	360,100.00	
		PORTUGAL TELECOM INT FIN		370,000.00	382,469.00	
		R&R ICE CREAM PLC		300,000.00	325,500.00	
		SMURFIT KAPPA ACQUISITIO		350,000.00	386,242.50	
		SOCIETE GENERALE		400,000.00	358,680.00	
		SUNRISE COMMUNICATIONS H		200,000.00	216,000.00	
		SWISS REIN CO VIA ELM BV		100,000.00	98,751.80	
		TECHEM ENERGY MET SERV		165,000.00	176,962.50	
		TELEFONICA EMISIONES SAU		100,000.00	100,889.90	
		TELENET FINANCE III LUX		500,000.00	524,000.00	
		UBS AG JERSEY BRANCH		450,000.00	423,000.00	
		ZIGGO BOND CO		315,000.00	346,500.00	
	小計	銘柄数：	26	7,763,000.00	7,888,842.53	
					(820,597,399)	
		組入時価比率：	4.8%		4.9%	
	英ポンド	BBVA INTL PREF UNIPERSON		100,000.00	92,000.00	
		BOPARAN HOLDINGS LTD		200,000.00	221,250.00	
		CARE UK HEALTH		560,000.00	597,800.00	
		CROWN NEWCO 3 PLC		215,000.00	229,512.50	
		EXOVA		300,000.00	306,000.00	
		PHONES4U FINANCE PLC		150,000.00	154,875.00	
	小計	銘柄数：	6	1,525,000.00	1,601,437.50	
					(207,209,998)	
		組入時価比率：	1.2%		1.2%	
	社債券計				14,685,988,075	
					(14,685,988,075)	
合計					16,581,230,070	
					(16,581,230,070)	

(注１)通貨種類毎の小計欄の( )内は､邦貨換算額であります。
(注２)合計金額欄の( )内は､外貨建有価証券に係るもので､内書であります。
(注３)比率は左より組入時価の純資産に対する比率､および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年11月30日現在

Ⅰ 資産総額	17,369,568,420 円
Ⅱ 負債総額	85,903,426 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,283,664,994 円
Ⅳ 発行済数量	61,526,557,033 口
Ⅴ １単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.2809 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成24年12月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は１万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近５年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社は最低３名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低１名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役会長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役会長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

② 投資決定のプロセス

ａ．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

ｂ．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記ａ．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

ｃ．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年12月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	89本	858,228百万円
追加型公社債投資信託	－	－
単位型株式投資信託	－	－
単位型公社債投資信託	－	－
合計	89本	858,228百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

２．中間財務諸表

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

期別 科目	注記番号	第15期 （平成23年3月31日現在） 金額	第16期 （平成24年3月31日現在） 金額
（資産の部）		千円	千円
Ⅰ 流動資産			
預金		765,530	980,251
前払費用		152,121	133,621
未収入金	*1	6,709,555	7,977,192
未収委託者報酬		339,670	371,242
未収運用受託報酬		1,722,632	1,290,157
未収投資助言報酬		9,241	161,624
未収還付法人税等		250,088	13,995
未収消費税等		10,218	37,366
繰延税金資産		181,307	192,476
その他		1,698	1,130
流動資産合計		10,142,060	11,159,054
Ⅱ 固定資産			
有形固定資産			
建物	*2	915,259	733,964
器具備品	*2	306,646	280,349
有形固定資産合計		1,221,905	1,014,313
無形固定資産			
電話加入権		2,204	2,204
ソフトウェア	*3	2,156	3,268
無形固定資産合計		4,360	5,472
投資その他の資産			
投資有価証券		1,023,854	1,068,012
長期差入保証金		1,156,444	1,091,176
長期前払費用		75,461	33,381
繰延税金資産		293,469	655,847
投資その他の資産合計		2,549,228	2,848,416
固定資産合計		3,775,493	3,868,201
資産合計		13,917,553	15,027,255
（負債の部）			
Ⅰ 流動負債			
預り金		45,636	39,730
未払金			
未払手数料		73,286	65,608
未払委託計算費		4,813	5,695
その他未払金	*1	4,679,620	7,170,522
未払費用		418,938	384,260
賞与引当金		113,919	96,565
役員賞与引当金		11,941	10,448
流動負債合計		5,348,153	7,772,828
Ⅱ 固定負債			
退職給付引当金		234,497	258,224
長期未払金		115,993	50,506
固定負債合計		350,490	308,730
負債合計		5,698,643	8,081,558
（純資産の部）			
Ⅰ 株主資本			
資本金		130,000	130,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		7,960,294	6,643,848
利益剰余金合計		7,960,294	6,643,848
株主資本合計		8,090,294	6,773,848
Ⅱ 評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		128,616	171,849
評価・換算差額等合計		128,616	171,849
純資産合計		8,218,910	6,945,697
負債・純資産合計		13,917,553	15,027,255

(2)【損益計算書】

期別 科目	注記番号	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日) 金額	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日) 金額
		千円	千円
I 営業収益			
委託者報酬		2,595,350	2,297,798
運用受託報酬		4,399,731	3,383,705
投資助言報酬		42,189	162,127
その他営業収益	*1	1,794,298	1,593,476
営業収益計		8,831,568	7,437,106
II 営業経費			
支払手数料		868,461	686,884
広告宣伝費		18,666	73,534
公告費		772	1,751
調査費			
調査費		124,825	114,595
図書費		4,747	4,904
委託計算費		444,771	358,146
営業雑経費			
通信費		45,901	55,299
印刷費		21,472	15,999
協会費		9,317	9,014
諸会費		1,839	1,888
営業経費計		1,540,771	1,322,014
III 一般管理費			
給料			
役員報酬		56,618	66,069
役員賞与		77,368	102,614
給料手当		2,237,636	1,942,198
賞与		900,424	655,109
交際費		24,092	27,724
旅費交通費		215,615	170,858
租税公課		55,308	53,446
不動産賃借料		1,241,448	1,239,572
退職給付費用		113,207	105,972
退職金		65,303	7,977
固定資産減価償却費		225,415	257,668
賞与引当金繰入		113,919	96,565
役員賞与引当金繰入		11,941	10,448
関係会社付替費用	*1	931,160	768,459
諸経費		679,020	553,785
一般管理費計		6,948,474	6,058,464
営業利益		342,323	56,628
IV 営業外収益			
受取配当金		2,424	2,435
受取利息		193	53
法人税等還付加算金		-	6,696
企業立地促進交付金		-	4,878
その他営業外収益		1,345	939
営業外収益計		3,962	15,001
V 営業外費用			
為替差損		2,308	10
その他営業外費用		4	-
営業外費用計		2,312	10
経常利益		343,973	71,619
VI 特別損失			
固定資産除却損		-	1,160
前期損益修正損		103,196	-
繰延賞与制度改正影響額	*1	-	1,337,721
事務所一部返還費用		-	224,090
割増退職金等		-	135,254
特別損失計		103,196	1,698,225
税引前当期純損益		240,777	△1,626,606
法人税, 住民税及び事業税		210,037	70,313
法人税等調整額		△14,838	△380,473
法人税等計		195,199	△310,160
当期純損益		45,578	△1,316,446

(3)【株主資本等変動計算書】

	第15期	第16期

	(自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	(自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
	千円	千円
株主資本		
資本金		
当期首残高	130,000	130,000
当期変動額	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	130,000	130,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	7,914,716	7,960,294
当期変動額		
当期純損益	45,578	△1,316,446
当期変動額合計	45,578	△1,316,446
当期末残高	7,960,294	6,643,848
利益剰余金合計		
当期首残高	7,914,716	7,960,294
当期変動額		
当期純損益	45,578	△1,316,446
当期変動額合計	45,578	△1,316,446
当期末残高	7,960,294	6,643,848
株主資本合計		
当期首残高	8,044,716	8,090,294
当期変動額		
当期純損益	45,578	△1,316,446
当期変動額合計	45,578	△1,316,446
当期末残高	8,090,294	6,773,848
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	92,207	128,616
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,409	43,233
当期変動額合計	36,409	43,233
当期末残高	128,616	171,849
評価・換算差額等合計		
当期首残高	92,207	128,616
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,409	43,233
当期変動額合計	36,409	43,323
当期末残高	128,616	171,849
純資産合計		
当期首残高	8,136,923	8,218,910
当期変動額		
当期純損益	45,578	△1,316,446
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,409	43,233
当期変動額合計	81,987	△1,273,213
当期末残高	8,218,910	6,945,697

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物　　10年

器具備品 3 ～ 8年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の事業年度負担分を計上しております。

(3)役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき事業年度に見合う分を計上しております。

(4)退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
（追加情報）
確定拠出年金法の施行に伴い、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出金年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。
本移行に伴う損益に与える影響額は、ございません。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。

（追加情報）
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

表示方法の変更

（貸借対照表関係）
前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収投資助言報酬」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた10,939千円は、「未収投資助言報酬」9,241千円、「その他」1,698千円として組み替えております。

（損益計算書関係）
前事業年度において、「営業収益」の「その他営業収益」に含めていた「投資助言報酬」は重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。
この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「その他営業収益」に表示していた1,836,487千円は、「投資助言報酬」42,189千円、「その他営業収益」1,794,298千円として組み替えております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第15期 （平成23年3月31日 現在）	第16期 （平成24年3月31日 現在）
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収入金 6,706,749 千円 その他未払金 4,516,165 千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収入金 7,976,176 千円 その他未払金 6,956,365 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 240,262 千円 器具備品 208,454 千円	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 507,601 千円 器具備品 276,290 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウェア 10,688 千円	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウェア 11,657 千円

（損益計算書関係）

第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 その他営業収益 1,774,086 千円	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。 その他営業収益 1,578,998 千円

関係会社付替費用　931,160 千円	関係会社付替費用　768,459 千円 繰延賞与制度改正影響額　1,337,721 千円
*2 特別損失は、過年度に計上したその他収益、関係会社付替費用の調整額によるもの103,196千円であります。	

（株主資本等変動計算書関係）

第15期
(自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

第16期
(自平成23年4月 1日
至平成24年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第15期
(自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日)

1.ファイナンス・リース取引（借主側）
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1)リース資産の内容
主としてコピー機（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品	合 計
取得価額相当額	千円 6,603	千円 6,603
減価償却累計額相当額	6,603	6,603
期末残高相当額	-	-

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

②未経過リース料期末残高相当額

1年以内	- 千円
1年超	- 千円
合計	- 千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

③支払リース料及び減価償却費相当額
支払リース料　898 千円

第16期
(自平成23年4月 1日
至平成24年3月31日)

1.ファイナンス・リース取引（借主側）
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1)リース資産の内容
同左

(2)リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

減価償却相当額　898 千円 ④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2．オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　1,209,802 千円 １年超　2,016,336 千円 合計　3,226,138 千円	2．オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 １年内　507,805 千円 １年超　2,877,563 千円 合計　3,385,368 千円

（資産除去債務関係）
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了　時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち事業年度の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（金融商品関係）
第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針
当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。
差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。
デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制
預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。
営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。
投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。
差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。
デリバティブ取引は営業債権に係る為替変動リスクの軽減を目的として、通貨オプション取引を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額
第15期（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	765,530	765,530	-
未収入金	6,709,555	6,709,555	-
未収委託者報酬	339,670	339,670	-
未収運用受託報酬	1,722,632	1,722,632	-
未収還付法人税等	250,088	250,088	-
投資有価証券	1,023,854	1,023,854	-
長期差入保証金	1,156,444	957,256	△199,188
資産計	11,967,773	11,768,585	△199,188
未払手数料	73,286	73,286	-
その他未払金	4,679,620	4,679,620	-
負債計	4,752,906	4,752,906	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収還付法人税等、未払手数料、その他未払金
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によって

ております。
（2）投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
（3）長期差入保証金
時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	765,530	-	-	-	-	-
未収入金	6,709,555	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	339,670	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,722,632	-	-	-	-	-
未収還付法人税等	250,088	-	-	-	-	-
合計	9,787,475	-	-	-	-	-

第16期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項
（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針
当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。
差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制
預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。
営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。
投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。
差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額
第16期（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	980,251	980,251	-
未収入金	7,977,192	7,977,192	-
未収委託者報酬	371,242	371,242	-
未収運用受託報酬	1,290,157	1,290,157	-
未収投資助言報酬	161,624	161,624	-
投資有価証券	1,068,012	1,068,012	-
長期差入保証金	1,091,176	1,115,731	24,555
資産計	12,939,654	12,964,209	24,555
未払手数料	65,608	65,608	-
その他未払金	7,170,522	7,170,522	-
負債計	7,236,130	7,236,130	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。
（2）投資有価証券
投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。
（3）長期差入保証金
時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額　　（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	980,251	-	-	-	-	-
未収入金	7,977,192	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	371,242	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,290,157	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	161,624	-	-	-	-	-
合計	10,780,466	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第15期（平成23年3月31日現在）

1．その他有価証券　　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	1,023,854	807,000	216,854
	小計	1,023,854	807,000	216,854
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,023,854	807,000	216,854

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）　　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他	996	-	4
合計	996	-	4

第16期（平成24年3月31日現在）

1．その他有価証券　　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	1,068,012	801,000	267,012
	小計	1,068,012	801,000	267,012
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券			
	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,068,012	801,000	267,012

2．当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）　　（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他	7,731	747	16
合計	7,731	747	16

（退職給付関係）

第15期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第16期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。また、当社は、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。当事業年度末時点における確定拠出年金制度への移行に伴う未払額175,637千円は、未払金、長期未払金に計上しております。	1.採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。
2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 234,497 千円	2.退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金 258,224 千円
3.退職給付費用に関する事項 簡便法による退職給付費用 85,029 千円 確定拠出年金への掛金支払額 28,178 千円 退職給付費用 113,207 千円	3.退職給付費用に関する事項 簡便法による退職給付費用 68,842 千円 確定拠出年金への掛金支払額 37,130 千円 退職給付費用 105,972 千円

（ストック・オプション等関係）

1.ストック・オプション等の内容

当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しております。

2.ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名

	第15期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第16期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
給料	17,958 千円	- 千円
繰延賞与制度改正影響額	- 千円	88,013 千円
合計	17,958 千円	88,013 千円

（税効果会計関係）

第15期 （平成23年3月31日現在）	第16期 （平成24年3月31日現在）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 ①流動資産 未払費用否認 141,022 賞与引当金損金算入限度超過額 51,213 貯蔵品 3,765 ②固定資産 減価償却超過額 73,765 退職給付引当金損金算入限度超過額 166,884 一括償却資産損金算入限度超過額 278 未払費用否認 67,726 親会社株式報酬制度負担額 38,264 原状回復費用否認 34,790 繰延税金資産小計 577,707 評価性引当額 - 繰延税金資産計 577,707 繰延税金負債 ①流動負債 未収還付事業税益金不算入 14,694 ②固定負債 その他有価証券評価差額金 88,238 繰延税金負債計 102,932 繰延税金資産の純額 474,775	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 ①流動資産 未払事業税否認 4,418 未払費用否認 137,164 賞与引当金損金算入限度超過額 36,704 貯蔵品 4,629 繰延資産償却超過額 9,561 ②固定資産 減価償却超過額 148,832 退職給付引当金損金算入限度超過額 128,032 一括償却資産損金算入限度超過額 364 未払費用否認 380,566 親会社株式報酬制度負担額 64,882 原状回復費用否認 64,334 繰延税金資産小計 979,486 評価性引当額 △36,000 繰延税金資産計 943,486 繰延税金負債 固定負債 その他有価証券評価差額金 95,163 繰延税金負債計 95,163 繰延税金資産の純額 848,323
2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整） 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 40.6 その他 △0.2	2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、税引前当期純損失のため、記載を省略しております。

税効果会計適用後の法人税等の負担率　81.1 %	
	3.法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正 平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を平成24年4月１日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、従来の40.69%から38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、従来の40.69%から35.64%にそれぞれ変更しております。 なお、この税率の変更により繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が79,905千円、法人税等調整額の金額が93,389千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が13,484千円増加しております。

（関連当事者情報）
第15期　（自平成22年4月1日　至平成23年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	4,951,818千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,774,086	未収入金	6,695,025
							諸経費の支払	931,160	その他未払金	4,514,293

（注）1．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

第16期　（自平成23年4月1日　至平成24年3月31日）

1．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	4,341,460千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,578,998	未収入金	7,971,180
							諸経費の支払	768,459	その他未払金	6,941,263
							繰延賞与制度改正影響額	1,337,721		

（注）1．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
1．製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,595,350	4,399,731	42,189	1,794,298	8,831,568

2． 地域ごとの情報
(1)売上高 （単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
7,037,269	1,826,870	20,212	8,884,351

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の９０％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,774,086	投信投資顧問業

第16期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1．製品及びサービスごとの情報 （単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,297,798	3,383,705	162,127	1,593,476	7,437,106

2．地域ごとの情報
(1)売上高 （単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
5,843,631	1,578,998	14,477	7,437,106

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の９０％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,578,998	投信投資顧問業

（追加情報）
前事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

項 目	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	3,161,119 円 33 銭	2,671,421 円 74 銭
1株当たり当期純損益	17,529 円 96 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	△506,325 円 54 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項 目	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	第16期 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純損益（千円）	45,578	△1,316,446
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損益(千円)	45,578	△1,316,446
期中平均株式数	2,600	2,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

期別 科目	注記番号	第17期 中間会計期間末 （平成24年9月30日現在） 金額
（資産の部）		千円
Ⅰ 流動資産		
現金及び預金		1,801,295
未収入金		1,537,497
未収委託者報酬		369,576
未収運用受託報酬		1,061,142
未収投資助言報酬		199,336
繰延税金資産		377,850
その他		120,693
流動資産合計		5,467,389
Ⅱ 固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	575,435
器具備品	*1	196,294
無形固定資産		4,909
投資その他の資産		
投資有価証券		1,098,283
長期差入保証金		447,623
繰延税金資産		439,846
その他		30,224
固定資産合計		2,792,614
資産合計		8,260,003
（負債の部）		
Ⅰ 流動負債		
未払金		
未払手数料		61,087
その他未払金		97,512
未払費用		435,273
未払法人税等		88,574
賞与引当金		191,566
役員賞与引当金		48,062
その他	*2	55,166
流動負債合計		977,240
Ⅱ 固定負債		
退職給付引当金		256,696
固定負債合計		256,696
負債合計		1,233,936
（純資産の部）		
Ⅰ 株主資本		
1.資本金		130,000
2.利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		6,704,735
利益剰余金合計		6,704,735
株主資本合計		6,834,735
Ⅱ 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		191,332
評価・換算差額等合計		191,332
純資産合計		7,026,067
負債・純資産合計		8,260,003

(2)中間損益計算書

期別 科目	注記番号	第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日) 金額
		千円
Ⅰ 営業収益		
委託者報酬		1,137,256
運用受託報酬		1,242,096
投資助言報酬		189,844
その他営業収益		847,409
営業収益計		3,416,605
Ⅱ 営業費用及び一般管理費		
営業費用		
支払手数料		308,528

その他		281,494
一般管理費	*1	2,411,870
営業費用及び一般管理費計		3,001,892
営　業　利　益		414,713
Ⅲ　営業外収益	*2	4,298
Ⅳ　営業外費用		-
経　常　利　益		419,011
Ⅴ　特別利益		-
Ⅵ　特別損失	*3	257,623
税引前中間純利益		161,388
法人税、住民税及び事業税		80,663
法人税等調整額		19,838
法人税等合計		100,501
中間純利益		60,887

(3)中間株主資本等変動計算書

	第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
	千円
株主資本	
資本金	
当期首残高	130,000
当中間期変動額	-
当中間期末残高	130,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,643,848
当中間期変動額	
中間純利益	60,887
当中間期変動額合計	60,887
当中間期末残高	6,704,735
利益剰余金合計	
当期首残高	6,643,848
当中間期変動額	
中間純利益	60,887
当中間期変動額合計	60,887
当中間期末残高	6,704,735
株主資本合計	
当期首残高	6,773,848
当中間期変動額	
中間純利益	60,887
当中間期変動額合計	60,887
当中間期末残高	6,834,735
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	171,849
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19,483
当中間期変動額合計	19,483
当中間期末残高	191,332
評価・換算差額等合計	
当期首残高	171,849
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19,483
当中間期変動額合計	19,483
当中間期末残高	191,332
純資産合計	
当期首残高	6,945,697
当中間期変動額	
中間純利益	60,887
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	19,483
当中間期変動額合計	80,370
当中間期末残高	7,026,067

重要な会計方針

1　資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物　　10年 器具備品 3 ～ 8年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金…一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間期の計上額はありません。 (2)賞与引当金…従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金…役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理…税抜方式を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第17期 中間会計期間末 （平成24年9月30日 現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	320,351 千円
器具備品	247,764 千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)	
*1 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	93,644 千円
無形固定資産	564 千円
*2 営業外収益において、主要なものは以下のとおりであります。	
受取配当金	2,544 千円
法人税及び消費税等還付加算金	1,089 千円
*3 特別損失において、主要なものは以下のとおりであります。	
固定資産除却損	257,623 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第17期 中間会計期間
(自平成24年4月 1日
至平成24年9月30日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

（リース取引関係）

第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)	
オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	507,805 千円
1年超	2,623,661 千円
合計	3,131,466 千円

（資産除去債務関係）

第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（金融商品関係）

第17期 中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

金融商品の時価に関する事項
中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,801,295	1,801,295	-
未収入金	1,537,497	1,537,497	-
未収委託者報酬	369,576	369,576	-
未収運用受託報酬	1,061,142	1,061,142	-
未収投資助言報酬	199,336	199,336	-
投資有価証券	1,098,283	1,098,283	-
長期差入保証金	447,623	425,389	△22,234
資産計	6,514,752	6,492,518	△22,234
未払手数料	61,087	61,087	-
その他未払金	97,512	97,512	-
未払法人税等	88,574	88,574	-
負債計	247,173	247,173	-

(注1) 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(3) 長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

第17期 中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

その他有価証券 (単位：千円)

種　　類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券			
①国債・地方債券	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他			
投資信託受益証券	1,098,283	801,000	297,283
小計	1,098,283	801,000	297,283
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1)株式	-	-	-
(2)債券			

①国債・地方債券	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3)その他 投資信託受益証券	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,098,283	801,000	297,283

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第17期 中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第17期 中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,137,256	1,242,096	189,844	847,409	3,416,605

2．地域ごとの情報

(1)売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
2,571,595	839,448	5,562	3,416,605

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の９０％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	839,448	投信投資顧問業

（1株当たり情報）

項　目	第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	2,702,333 円 31 銭
1株当たり中間純利益	23,418 円 21 銭
	潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

（注）１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第17期 中間会計期間 (自平成24年4月 1日 至平成24年9月30日)
中間純利益（千円）	60,887
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	60,887
期中平均株式数（株）	2,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名　　称：三井住友信託銀行株式会社
資本金の額：342,037百万円（平成24年９月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社＞

名　　称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
資本金の額：51,000百万円（平成24年９月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年９月末現在)	事業の内容

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社＊1	10,000百万円	
スタンダードチャータードバンク	12,055,941,142米ドル (935,558百万円＊2)	銀行法に基づき、銀行業を営んでおります。
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド＊1	473億4,370万7252.5香港ドル 117億3,350万米ドル	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＊1 野村證券株式会社およびザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッドは、募集・販売の取扱いを停止しております。

＊2 スタンダードチャータードバンクの資本金の額の邦貨換算レートは、1米ドル＝77.6014円（平成24年9月28日のスタンダードチャータードバンクの所定レート）に基づき算出しています。

(3) 投資顧問会社

名　称	資本金の額 （平成23年12月末現在）	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	39億67百万米ドル（約3,084億円） 米ドルの邦貨換算レートは、１米ドル＝77.74円（平成23年12月30日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約23億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、１英ポンド＝119.81円（平成23年12月30日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約7億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、１オーストラリアドル＝79.12円（平成23年12月30日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約8億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、１香港ドル＝10.00円（平成23年12月30日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)によります。	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社の業務

当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する委託契約に基づき、信託財産の運用指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは、委託会社の全株を保有し、同社およびアライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第３【参考情報】

特定期間中に提出した書類及び提出年月日

平成24年６月28日 臨時報告書
平成24年８月20日 有価証券報告書
平成24年８月20日 有価証券届出書の訂正届出書
平成24年９月28日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年１月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻井 雄一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮田 八郎 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープンの平成24年５月22日から平成24年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・ハイ・イールド・オープンの平成24年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成24年６月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会御中

あらた監査法人
指定社員
業務執行社員　公認会計士 加藤　真美 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書（中間）へ

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月12日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員　　公認会計士　鶴田 光夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成24年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。